

令和5年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第4号）

令和5年12月19日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案第72号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第4 議案第73号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬 守 克	2番	藤 橋 直 樹
3番	若 原 達 夫	4番	北 川 静 男
5番	関 谷 守 彦	6番	森 健 治
7番	森 清 一	8番	馬 渕 ひろし
9番	松 野 貴 志	10番	今 木 啓一郎
11番	杉 原 克 巳	12番	棚 橋 敏 明
13番	庄 田 昭 人	14番	若 井 千 尋
15番	広 瀬 武 雄	16番	若 園 五 朗
17番	松 野 藤四郎	18番	藤 橋 礼 治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	白 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	久野秋広	書記	河野和泉
書記	廣瀬潤一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

本日、市長から議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び議案第73号瑞穂市一般会計補正予算（第5号）の議案が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

また、若井議員より提出された発議第5号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書の適正について、後日議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問

○議長（庄田昭人君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

11番 杉原克巳君の発言を許します。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号11番 杉原克巳でございます。

傍聴の方に対しましては、師走の御多忙中のところ早朝より一般質問の2日目に傍聴いただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は2問させていただきます。

1問目は、令和6年度予算編成方針につきまして執行部のほうにお尋ねをいたします。

2問目は、企業誘致対策につきまして質問をさせていただきます。

これより質問席に渡りまして、これから質問をさせていただきますからどうぞよろしくお願いを申し上げます。

では、1問目の令和6年度当初予算編成につきまして質問をさせていただきます。

地方財政を取り巻く環境は、国の歳出抑制に伴う地方への財源配分の減少や少子高齢化等に大きく変化する社会状況の下、地方自治体は自主財源の伸び悩みが見込まれるなどの環境下にあると思います。

このような状況下において、限られた財源をいかに効率的・効果的に配分するかということが予算編成に求められた最も重要な要素であるとは考えております。

したがって、事業等の有効性、効率性、優先性を重視した予算配分ができるような予算編成が肝要であると考えております。

令和6年度予算編成方針について通知が出されました。

そこで、訓示及び通知文を基に質問をさせていただきます。

質問は、制度の運用と令和6年度当初予算概要（予測値）について質問をさせていただきます。

最初に、予算編成方針の中で一般財源での枠配分を予定していると述べられておられますが、現在、大方の自治体は財政部門で一件ずつ中身をチェックしていく一件査定を行う積み上げ方式を採用していると考えますが、近時、自治体によっては枠配分方式を導入されているようございます。

本市は、一般財源での枠配分方式を導入する予定であるということをお述べおられますが、そこで最初の質問でございますが、この方式の考え方及びメリット・デメリット、さらにインセンティブの付与の方法がありましたらお示し願います。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

杉原議員の御質問にお答えいたします。

当市におきましては、令和2年度の当初予算編成より一般財源での枠配分方式を導入しております。

歳入面においては今後も市税等の増加を見込んでおりますが、当初予算の編成においては依然として財源確保のために基金を取り崩す状況が続いております。こうした状況において、一般財源での枠配分方式は、各部局が主体的に事業費を精査することで歳出規模を歳入に見合った適正なものとする効果的な手法であると考えておまして、この点が最大のメリットであると捉えております。

一方、デメリットとして、財源のある事業については概算要求の段階で財源も見込む必要がありますが、正確な金額の把握には限界もあり、最終的な財源に過不足が生じると一般財源の配分枠に影響してしまう場合がございます。

さきの9月議会におきましても御説明いたしましたが、配分は部局ごとに行っておりますので、各部局の長が配分された枠の範囲内で自主的、主体的に予算編成をして要求することが可能と

なり、事業の必要性、優先度等を精査して予算要求できる点が一般財源での枠配分のインセンティブと考えます。創意工夫による歳出削減の努力を評価する仕組みは、さらなる事業費の精査につながるものと考えられます。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） その枠配分の制度というものは、これは私、先ほどから質問させていただいておりますけど、近時、どこの自治体も一件査定からなかなか物理的にも難しいよということで、枠配分方式ということで採用されている自治体が多くなっているということをも調べて分かっております。

それで、今部長のほうからお話がありましたんですけど、枠配分でそれぞれの事業部がそれを実施してくれて、その範囲内で終わったときには、私は以前にもちょっと質問させていただきましたんですけど、もう一つ上の段階の包括予算制度の導入はいかがですかという質問をさせていただきましたんですけど、それはまだ考えていないというお話でございましたんですけど、そういうことで、各部門の長がその予算を守った場合には、要するにインセンティブというのは、その報奨とか報酬とかいろんな訳語があるんですけど、そういう意味からしてその範囲内で終わった場合には、一般的には他の自治体のやっておられます内容を聞きますと、それを報奨ということで一定のその実績の範囲にパーセンテージを掛けて、それを翌期の予算にその分をオンしてその部門に配付をします。それが要するに報奨制度の考え方ではないかなということ、そのような方式を採用しておられる自治体があると思いますけど、そこら辺のことにつきまして本市はどのように考えておられますか。

ちょっとこれは質問にございませんですけど、たまたまそういうインセンティブのことが今出ましたもので、他市町の状況はこうですよということで私は質問させていただいて、その本市はどういうふうに考えておられるかということをもう少し詳しく御説明を願いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員がおっしゃってみえる包括予算編成制度ということでございますが、私どもといたしましては、先般もお答えさせていただきましたが、一般財源における枠配分方式も似たようなシステムではないかという考え方を持っております。

こちらのほうですが、予算の範囲内であればどの事業が優先すべきかということ、各局長のほうで検討し、予算計上できるという点についてはインセンティブがあるのではないかなというふうに考えております。

もちろん、財源に余裕があればそのような方式も、パーセントを上乗せするというような方式も考えられると思われませんが、先ほども申しましたが、財源確保のために基金を取り崩すと

いう状況が続いております。このような状況の下では、さらにオンをして予算編成をするというのは非常に難しい状況ではないかというふうに考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） それは十分、財政調整基金を崩してやらないと財源の歳入の範囲内でしか予算組みはできませんから、それはよく分かるんですけど、現場が一生懸命そういうことで予算管理というものを周知徹底してやってこられるものに対しましては、そういう予算の範囲内で行ったことはやはり多少の黒字に対しまして何%ぐらいのそういう報奨というんですか、そういうことも私は考えられないと、なかなか資金面に対しまして、予算の大きいところは、分母の大きいところは、例えば100億のところの1割といたら10億なんですけど、1,000万のところの1割といたら100万ですよ。ですから、そこら辺の金額を絶対額で捉えてどうのこうのということじゃなくて、その効率性ということをもう少し内容を突っ込んで予算執行の部門は御理解をしていただきまして、そこら辺の目配りの予算運用ということも考えていただきたいなというふうに考えております。

では、次の質問でございますが、さらに令和6年度は第4次瑞穂市行政改革大綱において事業仕分けの仕組みを導入し、民間で対応可能な事業や費用対効果の低い事業などは廃止や再構築を前提に重点的に見直すと訓示をされておられます。

私は、以前から事業仕分けに大変関心を持っておりました。過去の定例会におきましても2回ほど一般質問をいたしました。前向きな回答はいただけませんでした。

私の理解での事業仕分けは、基本的な考え方として、一般的にどこの自治体でもやっておられますように、1つには外部、一般市民の参画ですね、その視点で事業仕分けを行うと。2つ目には、公開の場で議論をします。3つ目には、そもそも必要な事業か、必要な事業ならどこがやるか、官がやるか民がやるか、国がやるか地方がやるかという実施主体を明確にすることが重要な要素であるというふうに考えております。

ですから、本市の行っておられます一般財源での事業仕分けの運用手法ですか、そこら辺を具体的に御説明を願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 御質問の中で、事業仕分けの基本的な考え方としてお示しのありました外部視点での実施、公開の場での議論、事業の必要性・実施主体の明確化の3つの要素につきましても、議員同様に重要な要素であると私も考えております。

したがって、事業仕分けの実施に当たりましては、行政改革推進委員会に評価を求める仕組みとしまして、原則、公開の場において評価をしていただきます。事業の必要性・実施主体の明確化につきましても、この点が評価できるように事業仕分けの対象とする事業の選定方

法を定めております。

事業の選定方法としましては、市単独事業で過去3年間以上の実績がある事業のうち、費用に対して効果が見合わない、もしくは見えにくい事業、対象者が限定されている、または対象者が少ない事業、民間事業者でも実績があり、市が実施する理由が明白でない事業、開始当初の目的や意義が失われつつあり継続的に実施している事業のいずれかに当てはまる事業を毎年3事業実施することとしました。

委員会を出した今後の方針が、改善しながら継続、事業規模拡大、事業規模の縮小、事業休止となった案件につきましては、3年後に再評価することになっております。また、今後の方針については、委員会で1つの評価にまとめるのではなく、評価が分かれてもそのまま委員会の意見とすることにしております。

市の方針としましては、委員会の今後の方針結果を参考にし、議会の御意見もいただいた上で事業廃止や事業規模縮小をするのかを最終決定させていただきたく運用をしていきたいと考えております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 根本的に考え方が、私の一般的に言われておる事業仕分けと本市が導入しております事業仕分けとはちょっと違うと思います。

ここに私、令和4年度第1回の瑞穂市行政改革推進委員会というのがあります。今日も午後の部で広瀬守克議員が質問されると思いますけど、私が言っているのはそういう意味じゃなくて、それはそれでいいんですけど、この審議委員会は要するにこの庁内で審査をしたものをその委員会にもう一度チェックをしていただくということで、市長が最終的に決断を行いますそのプロセスの段階で意見を求めるという、アバウトに言いますとそういう仕組みなんですよね。

私が言っているのはそうじゃなくて、もう最初から市民の目線でそういうものを出していただいて、仕分け人と行政とがいろいろそこでディスカッションしていただいて、その判定人というものが、一般の市民の方がその議論の内容をお聞きされて、そこで判定をしていただけるというのが一般的な事業仕分けだと思うんですね。

ここの事業仕分けというのはちょっとそういう意味では、レベルが高度なのか、それとも私はそこら辺のことはよく分かりませんが、そういう意味で、私もこれを全部読ませていただきました。9名の方から審議委員が参画されて、そのコメントからも全部出ておるのも私は読みました。ですけど、この根本的なところがちょっと私の事業仕分けとこの行革推進委員会が絡んでおる本市が導入しておられます事業仕分けとはちょっと意味合いが違いますから、これは議論しておりまして1時間たっても2時間たっても結論は出ませんから、そこら辺を

もう一度、どう言うんですかね。私が言っているのは、市民の目線に立って事業をチェックしていただくというのが私は一番大事だと思うんですよ。市民の税金を基にして事業を遂行しているわけですから、そういう一部の方の、それは専門委員の方が専門的な見地からそういうことを御審査していただくのも結構ですけど、一般の市民の方が参加をしてやっていただくということ。

隣の羽島市がやっております。ですから、私は羽島市の資料も持ってきておりますけど、他の自治体のことはとやかく言いませんけど、そういうことでもう少し市民目線を考えた全ての審議というものをやっていただきたいというふうにここで申し添えて、次の質問に移らせていただきます。

ここで議長にお願いがございます。

これから質問いたします令和6年度予算概要見通しにつきまして、資料を作成いたしましたから、この資料を活用させていただきますように議長をお願いいたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 許可させていただきます。配信をお願いします。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、質問させていただきます。

今、お手元にタブレットのほうで、それから傍聴の方にはペーパーで資料を渡してございます。この主な歳入推移表というものを基に質問をさせていただきますから、よろしく願いをいたします。

この資料は、6年度の予算というか、予算編成はもう既に財務のほうで進んでおると思いますが、大枠は。けど、それはここで質問にするのはちょっといかがなものかということで、個々の細目につきましてどういう考えで全体の歳入歳出予算を設定されたかということの根拠をお示ししたいということで、それは抜粋いたしまして項目を質問させていただきます。

では、主な歳入推移表ということで、これを見ていただきますと、一般財源と特定財源、そうしましてあと基金、財政調整基金とか市債残高とか減債基金とか臨時財政対策債というものと、それからあと歳出項目で4費目提示をさせていただきました。この4費目のトータルで歳出予算及び実績の8割程度を占めておりますから、そこら辺の費目につきましてどういう考えで予算編成のベースにされておるかということを質問させていただきます。

では、最初に歳入でございますが、最初に市民税から質問をさせていただきます。

ここの表にございますように、市民税ということで個人と法人というふうに分けておりますが、それと併せまして、事前通告はいたしておりませんが、住民税の中に個人の方ではふるさと納税に関わる費用が発生したものにつきましては住民税から控除をするということで東京

とか大都市は要するに歳入よりか歳出が非常に多いということで、大変、大都市の自治体は困っておられますが、そこら辺でもしそこら辺の持ち出し分というんですか、控除分も分かりましたら併せて御提示を願います。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 最初にお断りをいたしますが、これからお示しする金額につきましては、8月に国から示されております令和6年度地方財政収支の仮試算に基づくものや、事業ヒアリング実施後の暫定的な数値であることを御留意いただきたいと思います。

まず、歳入の見込みで市税につきましてということで、事業ヒアリングにおける担当部署の試算によりますと、市民税が個人で31億6,000万円、法人で2億7,100万円の計34億3,100万円となっております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） すみません、これも事前通告いたしておりませんが、法人の場合に納付会社は、納付企業は何社ほどか分かりますか。分かればちょっと教えていただこうと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 申し訳ございません。その辺につきましてはちょっと資料がございませんので、申し訳ございません。よろしく願いいたします。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 通告に従って質問をお願いします。

杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。

このようなことで、これは予算にはダイレクトに使わないということでございますから、これはあくまで財務所管部署から数字を出していただいたということで、この5年度の実績見込みといいますのは、これは私が見込み数字を出したわけではございません。これは総務部のほうから、しかるべき部署から数字を出していただいておりますから、これは御承知おき願いたいと思います。

続きまして、固定資産税に移るわけでございますが、ここに個人と法人ということでスペースになっております。今までも情報開示ということで出ております数字は、このグロスの固定資産税合計という数字で出ておりますが、もし分かればアバウトでも結構でございますから、個人と法人別に分かれば出していただきたいなというふうに思っておるわけでございます。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 白井市民部長。

○市民部長（臼井敏明君） 改めまして、おはようございます。

今の固定資産税に関する御質問につきましては、来年度の見込み、令和6年度の見込みにつきましては、令和6年度は3年ごとの評価替えの年になります。土地につきましては、市全体で土地の評価額の状況を見ますと一部を除いて下落傾向が続いておりますので、税収としましては下がる見込みをしております。

家屋につきましては、既存の家屋の3年分の経年減価を行う関係で税収は下がる見込みをしております。

最後に、償却資産になりますが、既存設備等の経年減価がありますが、一定程度の設備投資なども予測されますので、前年並みと見ております。

これらのことから、固定資産税全体としましては、前回の評価替えの際と同レベルの令和5年度と比べて1.5%程度減少した32億7,300万円と想定しております。

なお、議員御質問の個人と法人の区分けですけれども、そこまではちょっと分けられておりませんので、申し訳ありません。以上とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 地方譲与税とかそこら辺はちょっと時間の関係で割愛させていただきまして、地方交付税につきましてお尋ねをいたします。

総務省は、8月に自治体に配る令和6年度地方交付税は、概算要求の概要の中で特別会計の繰入れを含めて18兆5,690億円、令和5年度が18億3,611億円、5年度比で2,079億円の増額を見込んでいる記事を読みました。

それで、こういうことは国のベースでございますけど、当市におきましてはどのような金額を、どのくらいの金額を見込んでおられますか。御提示をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 国に関係いたしますもので、地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金、国庫支出金等につきましてまとめてお話をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

地方譲与税は、国の仮試算に基づきますと4.5%の伸びを見まして1億9,600万円となりました。

地方交付税につきましては、国の仮試算に基づきまして、こちらは1.1%の伸びを見まして30億8,700万円となりました。

地方特例交付金につきましては、4.5%の減少が見込まれておりますので、9,400万円。

地方消費税交付金につきましては、国の仮試算に基づきますと地方税の伸びが1.4%と見込まれておりますので、13億2,800万円となりました。

国庫支出金及び県支出金につきましては、事業ヒアリングにおける積算では計46億1,900万円となっております。以上でございます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今、国庫支出金のところまで言っちゃいましたか。違うでしょう、その上のグロストータルでしょう。そういうことですよ。

では、続きまして、国庫支出金と併せまして県の支出金、ここもなかなか難しいと思いますけど、事業関係とか国の事業とか県の事業とその委託ということではなかなか難しいと思いますけど、そこもしお答え願えれば御提示願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほどちょっと先走ってしまいまして特定財源のほうまでお答えしてしまいましたが、特定財源としての国庫支出金及び県支出金につきましては、先ほど申しました事業ヒアリングにおける積算では46億1,900万円となっております。

ただ、国・県を分けてでの把握はしておりませんので、合わせてという形で御了解をいただきたいと思います。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 次に、基金のほうでございますが、財政調整基金と併せまして臨時財政対策債も入ると思いますけど、ここも分かりましたら御提示願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 基金ですが、これもなかなか難しいところでございますが、基金の令和6年度末の残高予想ということで、財政調整基金につきましては現時点で本当に予測をすることは大変難しいところでございますが、令和5年度の繰入れが予算どおりに執行されますと令和5年度末の残高は20億6,200万円と見込まれておりますので、令和6年度の当初予算には仮に5億円を繰り入れたと計算しますと、残高は15億6,200万円となる予定でございます。計算でございます。以上です。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 分かりました。

そうしましたら、あとは市債、これもなかなか事業関係のことで、なかなか事業との絡みがありますので難しゅうございますけど、もし分かれば起債残高。

それから、減債のほうは分かると思います。残高ベースで每期これだけ返済するというところでございますので、その数字を御提示願います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 市債のほうでございますが、令和6年度末の残高予測についてですが、事業ヒアリングにおいては12億9,000万円の元金償還に対しまして、新規の起債を10億3,000万円と見込んでおります。残高は109億3,400万円となります。

あと、減債基金についてもお尋ねがありましたが、減災基金につきましては、事業ヒアリングにおいて臨時財政対策債の通常償還の一部繰上償還につきまして2億2,400万円の繰入れを予定しておりますので、残高は11億2,200万円となります。

あと、市債のほうに戻ってしまいますが、臨時財政対策債につきましては、8億6,000万円の元金の償還に対しまして9,500万円の起債を見込んでおります。それで、残高のほうは64億3,000万円となる見込みでございます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 歳入及び基金の残高を詳細に御提示いただきまして、ありがとうございます。

最後に歳出のほうでございますけど、時間の関係もございまして、民生費、総務費、教育費、土木費、ここら辺もどのような根拠を基に数字をつかんでおられるか、そこら辺、もし御提示いただければ、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 歳出の見込みということでございますが、事業ヒアリング後の段階におきましては目的別経費ごとの正確な集計が困難となっておりますのでお示しすることができませんが、概算要求額の合計は223億2,600万円となっております。例年同様に今月下旬から来年1月にかけて査定を実施する予定でございますので、現段階におきましては歳出予算規模をお示しすることが困難となります点、御了承いただきたいと思います。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございました。

歳入と歳出、なかなか今の段階で種目別に予測しろということは神のみぞ知るといって、なかなか人間の考えではなかなか試算は難しいというふうに思っておりますけど、ここまで詳細に御提示いただきましてありがとうございました。今後の資料の参考にさせていただきたいと思っておりますが、よろしく願いします。

続きまして、企業誘致対策につきまして質問をさせていただきます。

私は、企業誘致のもたらす効果は、新たな雇用の創出や地域産業の集積の形成、法人市民税・固定資産税等の市税の増収、ひいては財政安定収入のためUターン者の定住による人口増

加等、市勢伸長の原動力であり、本市の発展に大きな役割を果たすものと考え、最重要施策の一つに位置づけ積極的に取り組まなければならないと思っております。

私は、企業誘致の必要性を今日まで一般質問で何度か提言をしております。そこで、最初に市長にお尋ねをいたします。

市長に就任されてから今まで、どのように企業誘致に取り組んでこられたか、また今後の企業誘致の取組についてお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） おはようございます。

杉原議員の御質問にお答えいたします。

これまでの取組についてですが、企業誘致候補地の確保や整備などインフラ面の取組、進出企業の支援などソフト面の取組を報告させていただいた後に、今後の取組について説明させていただきます。

まずは、企業誘致活動のためのインフラ面の取組ですが、瑞穂市内の市街化区域には企業誘致を検討できるようなまとまった土地がなくなっていることから、市街化区域以外で候補地を検討する中、十七条地区の農村地域工業等導入地域及び工場適地地区に隣接する区画について県や農業委員会と相談し、令和3年4月から農業振興地域整備計画の変更に関する農振除外に係る市の適合基準を一部改正して、工場、事務所などの施設用地であれば農振除外ができる区域として指定をしました。

この区画については指定後から不動産業者や企業からの問合せをいただいておりますが、いまだ進出企業が決まっていません。

昨年12月議会でも御説明させていただきましたが、この区域の農地所有者25名について、令和4年9月に現在の意向を確認したところ、8割以上の方が企業誘致に賛成意見をお持ちであることが確認できていますので、現在も企業誘致に適した候補地と考えております。

この区画は農用地区域となっているため、企業が用地を取得するには農振除外の申請が必要となります。昨年度までは農振除外の申請手続が7月の年1回であったため、申請まで1年程度待たなければならない場合もありました。短期間で用地取得をしたい企業にとっては魅力が下がってしまうため、県や関係機関と調整し、令和5年度からは農振除外の申請手続を年2回の受付体制に変更しました。

次に、進出企業の支援などソフト面での取組ですが、企業が工場敷地を有効に活用していたできるように、令和4年4月から工場立地法に基づく準則を定める条例を施行し、工場内に整備しなければならない緑地などの面積を緩和しました。これは新たに進出する企業支援にもなりますが、市内の既存企業が市外へ移転することを防止する取組にもなっております。この条例を施行したことで市内企業から3件の届出がありました。

また、企業立地促進条例について、この12月議会において改正条例を上程させていただいております。工場等設置奨励金の拡大や雇用促進奨励金を創設し、進出企業への支援を充実させたいと考えております。他市町にも同様の制度がありますが、瑞穂市の制度が遜色しないように改正をするものです。

このほかにも、企業誘致に関する営業活動として、県や不動産事業者からの問合せがある事業用地について情報提供をすることや、市内に企業誘致に適した空き地などを見つけた場合には、管理する不動産業者や土地所有者などに今後の利用意向を確認し、企業誘致の候補地になり得るかを調査することも行っております。

今後の取組についてですが、進出を検討される企業にとって瑞穂市の立地条件のよさや豊富な水資源などは魅力的であり、こうした他市町よりも優れた魅力をPRし、県の企業誘致課と共に連携しながら企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今、私の任期中の企業誘致については都市整備部長からお答えをさせていただいておりますが、中でも令和4年4月からの工場内に整備する緑地の面積の緩和、さらにこの議会に提案しております工場等設置奨励金の拡大や雇用促進奨励金の創設は、私が直接指示したものになります。

私からの企業誘致についてのアプローチは、例えば東京県人会や名古屋で行われます十六の懇談会などで企業の社長さんとお会いする機会がございます。その最後にいつもお話をしておりますのは、瑞穂市への企業誘致、企業版ふるさと納税の話題をお話しして記憶に残していただくように考えております。

また、金融機関の役員さんや支店長さんには、市内の企業も含めて業務拡大の動向や新たに企業誘致の進出などのお話を伺っております。そして、ディベロッパーとなるような企業や不動産会社の皆さんにも、企業誘致の進出の可能性についていろんな情報の収集をしております。これらの方々とは、まず2月に1度ぐらい情報共有をさせていただいております。その結果とってはなんです、国道21号線の中原交差点のニトリの進出や市内に開業した医院や診療所が該当するものになります。

瑞穂市に進出する企業も今でも数社あるということで、今回議案に提出させていただきました工場等設置奨励金の拡大などが決め手となるように、この12月議会にも早めに提案をさせていただいた経緯となります。

今、企業誘致は、多くの自治体でインターが整備されるなど企業誘致を進めておられますが、瑞穂市に進出する企業には、瑞穂市には若い世代が多いことから雇用の確保、さらには消費が得られること、そして瑞穂市の東西南北20分から15分圏域にインターがあるということや、資産価値も高いということも今後私からのトップセールスをしていきたいということ

考え、お答えをさせていただきます。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 市長、ありがとうございました。

私も市長にトップセールスでぜひとも企業回りというか、企業誘致とかそういうことをやっていただきたいということを切望しようと思っておりましたんですけど、市長もそういうお考えで積極的に動いていただけるということでございますから、よろしくお願いをしたいと思っております。どうもありがとうございました。

では、次の質問に入るわけですが、これは先般の、ごめんなさい。今回の定例会で第66号の瑞穂市企業立地促進条例の一部を改正する条例についてお伺いしますということで、最初に工場等設置奨励金の期間延長ということで質問をいたすわけですが、今、市長のほうからも、それを市長が考えられたというようなことで今述べておられますが、ここでまだお時間もございますからちょっと執行部のほうのお考えをお尋ねしたいと思います。

最初に、工場等設置奨励金の交付期間の延長についてお尋ねをいたします。

変更前は、投下固定資産に対し賦課された固定資産税額を限度とし、交付期間として操業開始後初めて固定資産税を賦課された年度から3年間であったのが5年間に期間延長された理由と、そのタイミングの変更と理由をお示し願いたいということでございますが、そこら辺はお答えしていただけますか。よろしくお祈いします。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 工場等設置奨励金の交付期間について県内21市及び近隣4町を確認したところ、交付期間を5年としている自治体が過半数以上ありました。交付期間を10年としている自治体もありますが、この自治体では交付額を固定資産税額の2分の1程度としております。こうしたことから、当市の交付期間は従来の3年から5年に延長させていただくこととしました。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございました。

次に、雇用促進奨励金の設置についてお伺いをいたします。

趣旨は、操業開始に伴い新たに常時雇用する従業員のうち、操業開始後1年を経過した日において引き続き本市に居住する者1人につき30万円を乗じて得た額、限度額は1,500万円とするとし、交付期間は操業開始後1年を経過した日に属する年度と規定をしております。

そこで、1人30万円の給付金を支給する根拠をお教え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 雇用促進奨励金につきましても、先ほどと同様に県内21市及び近隣4町を確認しましたところ、雇用促進奨励金を設定している自治体は8割を超えており、他市町との比較において見劣りしないようこれを創設することとしました。

雇用促進奨励金の目的は、企業が工場などの新設・増設に伴い新たな従業員を雇用されるとき、市内在住の方を優先的に雇用していただけるよう促すため、市民の就業機会になることや、新たに雇用される方が瑞穂市に転入する機会にもなると考えております。

1人当たり30万円とした理由ですが、さきに説明させていただいたとおり雇用促進奨励金は多くの市町で設定されておりますが、近隣10市町においては1人当たり10万円から50万円と幅が広く、奨励金を設けていない市もありました。当市としましては、近隣10市町の中で平均的な金額である1人当たり30万円を交付させていただくこととしました。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） これで最後の質問に入るわけですが、この工場等設置奨励金の交付期間の延長とか雇用促進奨励金設置等による企業誘致策は、今も部長のほうから説明がございましたが、大部分の自治体は既に実行済みでございます。

私は、本市の企業誘致の優先順位の高い施策といたしましては、適地候補地周辺の環境整備、例えば道路整備とインフラ整備が早急に必要と考えますが、執行部のお考えを求めます。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 現在も、企業誘致に当たっては岐阜県企業誘致課と連携しながら情報交換などを進めています。

その中で、企業が求める用地の面積はもちろんですが、上下水道や接続道路などのインフラの整備状況も企業進出のための用地探しのポイントになると考えております。

また、進出企業の業種が運送業などの場合、都市計画法の規定により既存道路の幅員によっては開発許可が下りないことに留意が必要となっております。

運送業など、インフラ状況により事業の制限を受ける企業から具体的な相談があった場合には、周辺地域の状況や市民への影響などから総合的に判断しながらインフラ整備を検討していきます。

また、新規企業だけではなく既存の企業への対応として、過去には給食センター北側道路の拡幅や県道との交差点改良、舗装整備など、大型車両や周辺住民の利便性を高めるために整備した経緯もございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 今度が本当の最後の質問でございます。ちょっと間違えましてすみま

せん。

先般、私ども産業建設委員会が産業振興について埼玉県寄居町を、執行部も同行していただきましたが、企業誘致につきまして、寄居町役場の産業振興企業誘致課長より企業誘致について多面的なアドバイスを受けて帰ってまいりました。

私は、企業誘致を効率的・効果的に推進するには上部組織である県のしかるべき組織と強固な連携が必要条件であるということを、確信を持って帰ってきたようなわけでございます。

当該部署の部長といたしまして、今後、この一緒に帯同して行っていただきました寄居町の課長さんの意見等も参考にいたしまして、今後しかるべき上部の組織とどのような方法で強固な絆をつくっていかうと考えておられるか、そこら辺を一言お答えいただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 桑原都市整備部長。

○都市整備部長（桑原秀幸君） 杉原議員がおっしゃるとおり、企業誘致を効率的・効果的に推進するには県の企業誘致課との連携が必要と考えております。企業は用地照会などを県に出されることもあり、県から市町へ企業が求める用地の照会をされることがあります。また、大野町のようにインターチェンジ周辺整備と合わせ企業誘致のための用地整備を行うときには、県から職員が派遣されることもあるようです。

当市においては、今年度、県の市町村工場用地開発支援事業に係るアドバイザー派遣先に瑞穂市を選定していただき、9月に専門的知識を有するアドバイザーとして、県企業誘致課、瑞穂市の職員で市内の企業誘致候補地の現地確認を行い、併せて意見交換などを行いました。

今後も、県企業誘致課と連携しながら企業誘致に努めていきたいと考えております。

[11番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） ありがとうございます。

今日は、令和6年度の予算編成の考え方、そうしまして企業誘致対策ということで2問質問させていただきます。

1問目の質問に対しましては、総務部長にもちょっとなかなか難しい質問をさせていただきましたが、丁寧な数字を御提示いただきましてありがとうございました。

そうしまして、2問目は市長をはじめ、都市整備部長にも、企業誘致というのは、これはなかなか本当にハードルが高い事業だと思います。私も月1回くらいの割合で県道53号線岐阜・関ヶ原線を走っておるわけなんですけど、皆様方も御承知かと思えますけど、道路の北側の本巢市は今東海牛乳さん、そうしましてその前に介護施設の会社も今本当に建設ラッシュというようなことで、何か瑞穂市とこれが日本かなというような感じで、向こうは本当に積極的に日本のバブル時代のような建設ラッシュで、こちらは本当に静かな、これは田園地帯ということ

でそれはそれなりの理由はあると思うんですけど、私は今日も質問させていただきましたんですけど、自主財源をいかに安定的に確保するかということが一番大事だと思うんです。それには、一番ハードルが高いんですけど、私は企業誘致だと思うんですね。

固定資産税、固定資産税といいますのは、土地、建物、それから機械装置にも1.45かな、1.4%かな、そこは正確ではございませんけど、それだけの率で每期每期収入があるわけでございます。そういう観点からいきまして、本巢市さんは今本当に、先ほどから何回もくどいように言いますが、私は車に乗っておりましてああと思って、その向こうへ行きますと今度は大野町がまたイビデンさんが今8階建てのビルを造っておりますし、その前には厚生病院さんが今開業しているようなことで、本当に県道53号線の北側の、大野町、それから本巢市を見ますと、本当にけなるいと言ったら今度ちょっと言葉が的確かどうか分かりませんが、本当に瑞穂市も何かできないかなということで、私も再三執行部の方にもこういうことでこういう、例えば七崎地域なんかは本当に非常に立地的には大変いいところですから、ここら辺も開発をしていただければいいんじゃないかなということで、私も以前2回ほど質問させていただきましたんですけど、まだ適地候補地の7+1になかなか入ってきませんもので、そこら辺は非常に残念ですけど。

そういうことを言っておりますけれどもあれでございますけど、私も議員といたしまして、やはり瑞穂市に貢献をしたいということで、企業誘致のほうも行政のほうをサポートしていきたいというふうに考えておりますから、よろしく御指導・御鞭撻をいただきますことをお願いいたします。私の質問にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 11番 杉原克巳君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

17番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） おはようございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。

今回は、1つとして働き方改革、2番目に児童・生徒の不登校対策について、3つ目に職員のボランティア活動について質問をいたします。

私は、立憲民主党の松野藤四郎でございます。

以下につきましては、質問席からいたします。

それでは、最初に働き方改革について質問をいたします。

職員の定数は、類似団体と比較した資料によりますと、令和2年4月1日、瑞穂市は公益企業を含め341名でございます。他の市は380名と、40名近く我がまちは少ない中でございます。

普通会計では317名、他市町では356名となっており、総務や税務、土木部門などで40名少ない状況であります。

令和3年から令和5年の定数管理に基づきますと、令和8年4月1日の予定定数は12.6%増の384名となっております。中でも技能労務職は、退職不補充を原則として定数削減をしております。また、令和元年の定数管理調査資料では、当市は人口1万人当たりの職員数は一般行政で49.74人、普通会計では59.61人となっておりますが、岐阜県内21市の平均では一般行政60.88人、普通会計では82.74人となっております。

また、職員の業務量の増加や業務内容の複雑化による心身的な負担が課題となっております。また、職員が健康で働きやすい職場環境づくりや働き方改革、また長時間労働の見直し、そして年次有給休暇の取得などを推進するための課題があると思います。

そこで、当市職員の定数の決め方と実際の職員数が少ない理由について当局のお考えを伺います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員の御質問にお答えいたします。

職員の定員管理については、瑞穂市定員管理計画に基づき、職員の年齢構成の適正化に配慮しながら、退職者の状況に応じて高度化・多様化する市民のニーズや地域課題に対応した質の高い行政サービスを提供できるように、職種ごとに必要な人材を精査し、職員の健康管理に配慮し、働きやすい労働環境を維持していくためにも計画的な職員採用に努めております。

特に、職員の定年延長が順次実施されていくことから、令和3年度からの計画を令和5年3月に改定し、年齢・役職・職種など均衡の取れた職員構成を目指しつつ、採用枠の柔軟な見直しを実施しております。また、大量退職が見込まれる年代層については、年齢構成にひずみが生じないように前倒しで採用を図るなど計画的に進めてまいります。

職員数が少ない理由については、結論から先に申し上げますと、定員管理計画のとおり採用ができていないためであります。

令和2年4月の職員実人数は341名、定員管理計画上の職員数は365名で、その差は24名となっております。その内訳は、一般行政職5名の不足、保育士18名の不足、単労職1名の不足となっております。

当市の職員採用については、職種によって年に2回から3回、新規採用試験を行い、さらに年齢制限などを緩和して対象者を拡大させています。合格者についても、内定辞退も想定し、定員管理計画の人数以上の内定を出しておりますが、他の公共団体に合格したなどの理由で当市の内定を辞退される方が毎年多く出ており、定員管理計画に沿った採用ができておりません。

他市町の採用担当者から漏れ聞こえる話でも、当市と同様に採用がままならず、公共団体同士で新規採用職員の取り合いになっている状況でございます。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 答弁をいただきましたんですが、私はこの職員の定数、これは自治法第172条第3項に基づきますが、1つは行政事務量を勘案して1人当たりの事務量を類似団体の職員数を比較するマクロ方式、もう一つは業務量を測定し職員1人当たりの事務処理能力で除した職員数、この方式はミクロ方式であります。当市はこの2方式のうちどのような方式を採用しているのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども申し上げましたが、市民のニーズや地域課題に対応した質の高い行政サービスを提供できるような職種ごとに必要な人材を精査して定数管理、定員管理計画のほうを定めておりますし、順次これから実施されていく定年延長によりまして、年齢によっては大量退職ということも見込まれます。その辺りも鑑み、また類似団体とかの状況も考えております。見ております。そのようなところを参考にしながら定員管理計画のほうを策定しております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今のお話を聞いていますと、マクロ方式というような感じをいたしました。

では、この令和8年度、これは定員管理表に基づいたものですが、令和8年度では40名近くの増員となっておりますが、これは何が原因なのか。

○議長（庄田昭人君） 通告にありませんので、今、行政との答弁調整ができていないということとありますので、次の質問をお願いしたいと思います。

松野藤四郎議員。

○17番（松野藤四郎君） 私、先日岐阜県議会の一般質問に3日連続して傍聴してまいりました。そのときに受付でもらった資料を見ますと、発言のことですね、これは一般質問でも含めた話ですが、発言については要旨を書いて出すと。それで、要旨に基づいていろいろ細かい話は質問してもよろしいというようなものを見てきました。ですから質問をしておく。

これは、先ほども昨日もありましたけれども、質問事項にないことを質問して執行部からは答弁をいただいておりますが、私のときに限って、前回もそうですけれども、なぜそういうことで注意をしてやるのか。ですから、先回は途中で質問を辞めました。

要旨は大まかなことを書いて出すんです。それで、質問するときにはその関連した中身に

ついて細かく質問をする、これは正当だと思うんです。議長はどう思いますか。

○議長（庄田昭人君） 執行部として答弁を困惑する市への質問の趣旨が聞き出せない、質問と答弁がかみ合わないなど、能率的な議事運営に支障を来すおそれがありますので、一般質問通告に沿ってお願いをするということでございます。御理解をお願いしたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎議員。

○17番（松野藤四郎君） 私が最初に質問事項にしたのは、職員定数の決め方。見ましたね。じゃあ、何で40名増えるかと聞いておるんですよ。答えられんですか。市長はどう思いますかね。

ちゃんと質問していますよ。定数の決め方。

○議長（庄田昭人君） 定数についてということで答弁をお願いします。

石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） また繰り返しになりますが、市民のニーズや地域課題に対応した質の高い行政サービスを提供するために、職種ごとに必要な人材の人数を精査し、計画的に採用していきたいということから40人の増ということになっております。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） じゃあ、2番目に行きましょうかね。

市長が進める当市の今後の事業内容などを見たときに、技能職員の補充がないと、その理由ですけれども、お答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 技能職員と御質問いただいたんですが、技能労務職員の御質問ということでお答えをさせていただきたいと思います。

技能労務職とは単純な労務に雇用される職員のこと、例えば給食センターの調理員や保育所の用務員、運転手などの職種のことでございます。

適正な定員管理を行うに当たって、技能労務職員の正規職員の方は退職不補充として会計年度任用職員に切り替えてまいりました。その代わりというか、別で増やしておりますのが行政職に係る部分、専門職等でございます。

土木、建築の技術職につきましては技能労務職員ではありません。ですので、退職不補充ではなく、専門職として一般行政職、土木、建築枠として増員を図るため、特に採用に力を入れているところでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 労務職ですので、例えば公用車の運転手とか学校給食の調理員と、これに従事する職員は多分12名ほどいると思います。

この方たちは、例えば定年退職までそのまま見えるのか、途中で機構改革するのか、あるいはその機構改革された後にその方はどこかの部署へ配属されるのか、そういうふうに理解すればよろしいですかね。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 技能労務職の方につきましては、それぞれの状況がございますので、引き続き会計年度任用職員でお勤めになる方もございますし、そのまま定年とともに次の人生のほうに進まれる方もいろいろございます。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 分かりました。

次ですが、当市は合併以後、人口が増加。中でも、保育所や幼稚園に入所する希望者が増加し、保育士が不足していると思われまます。

これは保育士配置基準に基づいたものであると思われまますが、職員定数管理計画の公私連携の対象になります牛牧第1保育所、これは令和7年4月に開所をしますね。そして、その後本田第1の2園が開園するまで、この保育士の不足はこの2つの園が公私連携で開園するまで不足が生じるのか、当局のお考えを伺いたいと思ひます。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 専門職である保育士も、令和4年2月から基本給を月額9,000円上げるなどの処遇改善をし、年齢制限などを緩和して対象者を拡大させ、年に3回ほど新規採用試験を行うなどして採用に力を入れております。

しかしながら、応募者が定員管理計画の採用予定人数に満たない状況が続いており、内定者も他の公共団体に合格したなどの理由で当市の内定を辞退される方が毎年多く出ており、定員管理計画に沿った採用ができておらず、こちらも公共団体同士で保育士の取り合いになっております。

また、様々な理由で退職される方も少なからず見え、保育士不足の状況が続いております。

よって、公私連携保育所が開園したとしても、当市の保育所を必要とされる市民の方の状況が変わらないようであれば、残念なことでございますが、保育士不足が続く可能性がございます。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 公私連携の保育所になりますと、今働いている、市が経営している

保育所の職員ですね、200名か何名かいると思います、正職員がね。そのほかに臨時で見える人は職員の6割か7割ぐらいですか、たくさんの方が保育に携わっております。ですから、公私連携保育所になってもどこかの部署へ行って働ける、そういう職場で雇用されるようにひとつお願いをしたいというふうに思います。

質問事項がたくさんありますので、次に7番目ですけれども、子育て支援について。

昨年の第3回定例会で質問させていただき、その後、男性職員の育児休業を取得しやすい環境の整備を進めると言われておりましたが、どのように改善されたのか。

令和3年度では男性が6人のうち3人、女性は9人中9人。これは100%の取得率ですが、男性の育児休業取得に向けてどのように改善されたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 育児休業の取得状況についての御質問でございますが、正職員の育児休業取得状況は、令和3年中、対象男性職員6名のうち3名が、率にして50%の方が取得、対象女性9人のうち9人、100%の方が取得。令和4年中、対象男性職員5人のうち3人が、率にして60%の方が取得。対象女性職員の12名のうち12名の方、100%の方が取得しており、女性は100%ですが男性のほうにつきましては取得率が少しずつ高くなっていることによって効果が出ていると考えております。

育児休暇を取得した職員の取得期間でございますが、女性職員はおおむね3年間の取得という方が多い状況です。男性職員につきましては様々、家庭の状況によって様々な期間で取得をされております。長い方ですと7か月、6か月、4.5か月、1か月、2週間、1週間という方もございました。

状況によって取得期間が3年まで取れますので、状況に応じてできるだけ取得をしていただきたいということで働きかけのほうを進めていきたいと考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと話が前後いたしますけれども、年次有給休暇の取得状況、これについてお尋ねをいたします。

当市の平均取得状況は、年間11.5日というふうに伺っております。年間20日間支給されます。私の職場も同じようなことでございますけれども、11.5が取れないという理由ですね。これは職員の健康管理面などから労働者に与えられた権利ですよね。

この令和3年度の取得状況を見ました。健康福祉部は8.2、総務部は8.8、環境水道部は9.6、会計課は10.3、監査・議会は17日間取得しております。ほかの部署といいますか、課は平均の11.5以上の休暇だというふうに思っております。

こういった有給ですね。昨年の質問でも言いましたね。部長から5日に満たない、またゼロ

の職員もいると、こういうことを言われました。その中で私は質問し、なぜ5日やゼロの人がいるのかと聞きました。答弁では、個人の考え方に委ねていると、こういうふうにおっしゃっております。労務管理者の職責は何か、なぜ休むことができないのか、その理由についてお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 年次有給休暇の取得については、令和3年度11.2日、令和4年度12.2日となっており、年次有給取得日数が伸びているところでございます。

年次有給休暇の取得については、総務課より毎年4月、9月及び11月に年10日以上の子年次有給休暇が付与される職員には必ず年次有給休暇を1日単位で5日以上取得するように呼びかけるとともに、年次有給休暇取得実績を集計し、5日に満たない職員には所属長を通じて取得を指示しております。

仕事とのバランスもありますので完全消化は難しいのではないかとこのように考えておりますが、職員のワーク・ライフ・バランスや健康を確保するためにも、全職員が少なくとも1日単位での年次有給休暇5日間を取得できるように、これからも強力にアプローチしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この年次有給休暇については、労働省も認めているんですよ。それを今の答弁ですと、部長は5日と言いましたね、年間。1日単位で5日間取るように進めておると。なぜ20日間ができないんですか。そこら辺ですよ。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） この5日というのは、法定で5日以上、10日以上付与された方は5日以上を取得させなければならないということになっておりますので、まずは最初の目標といたしまして全員の方が5日以上を取ると。

最終的には全部の有給休暇が消化されることが望ましいとは思いますが、なかなか先ほども言いましたように仕事とのバランスもござりますので、取れる方はできるだけ取っていただいて、最低でも5日間での取得、1日単位での5日間の取得については全職員で達成していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 例えば1年目に入社しますと、20日はもらえません。分かっています。それで、次年度からはもう20日いただけるんですよ。例えば積み残していても40日はあるんですよ。

残念ながら、この瑞穂市の自治体はそういったところに理解がない、はっきり言って。それは組合がない、労働組合が。労働組合のあるところはちゃんとそこは管理者もよく分かっています。企業主も分かっています。年次有給は分かっています。時間外もちゃんと管理者は集計して、その日の3時なら3時までに組合に報告しますよ。そういうことをやっていない、そういうことができない自治体だというふうに思います。残念でなりませんね。

それで、5日ですか。それ以上改善できないんですか。それは仕事の見直し、職員を増員する、そしてお互いの仕事のバランスを調整しながら計画連休を取ってやればいいんじゃないですか。夏季ですと3日間休む、休められますよ、休むこともできます。季節によってできます。そういうことをして労働者の皆さんに健康で働いて、そして幸せな生活を送れる、そういうふうにしたらどうでしょうかね。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 理想的な形だと思います。そのような形を目指して今後も指示、指導をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私は働く仲間の代表でこの5期を務めてまいりました。土木やいろんなことは分かりませんが、健康保険とか子供たちとか働く人の仲間で、そういったことについてずっと質問してきました。

市長さん、どう思われますかね。こういった労働者に与えられた小さなことですが、有給があります。完全消化に向けてやっていただけないのか。総務部長では答えは出ません。市長はトップですので、仕事の見直しから仕事のいろんなバランスを考えて取得できると思いますが、実行に向けてどんな考えでおられるのかお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員から働き方改革の御質問をいただいております。中でも、年次有給休暇の取得状況が少ないというような御指摘をいただいております。

今、議員がおっしゃられましたように、まずは私、管理職から見本を取るような形で有給を取るようなことも、いろんな部長会の中でも話をしておりますので、まず管理職から年次有給休暇を取るような形で、忙しい中でも年次有給休暇が取れるような組織体制に努めてまいりますので、よろしく御理解のほどお願いしたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 前向きといいますか、そのように理解をすればいいのか分かりませんが、じゃあお尋ねしますけれども、管理者は年間1人当たり何日取っておりますか。

質問事項にありませんけれども。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今、管理職は何日取っているかということの御質問ですが、ただいま手持ちで資料がございませんので、お答えできません。申し訳ございません。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長に今お尋ねしましたけれども、自分が何日取っているかということが分かる部長さんが見えましたらお話しいただきたいと思いますが、分かりませんか。

○議長（庄田昭人君） 通告以外ですので、お答えはできることがないと思います。次の質問をお願いします。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長は多分労務管理か何かやっているんでしょうね、違いますか。やっておれば自分の有休を何日取っているということは分かるはずですよ。

次に行きましょうかね。一般行政職員の級別は、1級は主事、2級は主任と7階級に区分されており、3級の主査と5級の総括課長補佐がそれぞれ19%の構成比となっております。

そこで、管理者とは6級と7級の総括主幹、課長、部長などの職種と思われそうですが、この方は何名見えるのかお答え願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 令和5年12月1日時点での管理職である6級の総括主幹・課長は27名、7級の部長は12名でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それでは、行政一般職は5段階評価でやられます。SからA、B、C、Dまでありますが、私が思うのは評価基準3段階の対象になる部長級等だと思いますが、それは任命権者が市長になるんですけれども、任用の評価基準、3段階の評価というのはどれとどれをもって評価をするのか、任命権者の市長にお伺いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） ただいま御質問の評価基準3段階というのは、当市では採用しておりません。以上です。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が思っていた3段階の評価と、当市は使っていないという話ですが、私は例えば市長以下の重要な方たちは評価の対象というのは、やっぱり能力評価、あるいは行政評価でそういったランクになっていると。そういう人が現在その持ち場における、このように感ずるわけでございます。

この働き方改革については、再確認しますけれども、保育所の保育士が不足するという事ですけれども、この保育士の募集の仕方ですね。多分、女性を対象にして募集しているのではないかというふうに思いますが、確認をしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 保育士の募集についての御質問でございますが、女性、男性関係なく募集をしております。

実際、瑞穂市内、瑞穂市の保育所には男性保育士も勤務してございます。ですので、どちらか片方とかということでの募集はしておりません。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 男性の方も見えるという話です。

男性ですと、どこの保育所か分かりませんが、男性が見えるとそういったいろんな設備、トイレからいろんなことを含めたところも改修をするわけですが、分ければ今どこの保育所に見えるのか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） すみません、ちょっと今詳細、どこに配置されておるのか把握しておりませんので、申し訳ありませんが答弁はできませんので、御了解いただきたいと思います。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） はい、分かりました。ありがとうございました。

それでは、次の児童・生徒の不登校対策についてお伺いをいたします。

不登校児童は、全国的な話をしますと、2023年10月4日には全国で29万何人と、30万人近くがいるという状況ですね。小学生は10万5,000、中学生が19万4,000というふうに年々増加傾向だというふうに思いますが、当市においてもやはり同じような状況といたしますか、傾向があるかと思いますが、現状についてお答えを願いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

市内の不登校の現状についてお答えしたいと思います。

令和4年度ですけれども、不登校ということで30日以上欠席した児童・生徒の数ですが、小学校では50名、中学校は97名、合わせて147名となっております。

当市の状況ですが、令和3年度と比較すると小学校で少し増加傾向、中学校においては令和2年度から令和3年度にかけて増加といった傾向が見られ、これは全国や岐阜県と同様にコロナ禍の影響もあるというふうに分析しております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） いろんな資料を見ますと、小学生1年生からずうっとだんだん階段を上がっていくんですね。中学生ですと1年生より2年生、2年生より3年生が多いというデータが出ています。多分、うちの小・中学校も同じような形態だというふうに思います。

次ですけれども、毎日、朝、私の家の前を子供たちの班が2つ通っていくわけですが、見送りをしておるんですけれども、集合して5・6年生の上級生が先頭の下に下級生を連れて通学しております。

4月のときに、全員の方が先輩に連れられて登校していたんですけれども、夏休みから1つの班は9分の5、1つは7分の5と、要は9人が対象になるんですけれども、4人来ない。7人のうち2人が登校しないというふうになっております。

その中身は分かりません。風邪で流行して来ていないのもおるとは思いますけれども、こちら辺がこの数字をずうっと見ますとあまり変わっておりません。しばらく同じような状況が続いています。この休んでいる子は不登校と、不登校の児童だというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 児童・生徒が欠席をしたりとか、例えば登校班で登校しなかったりする理由というのは、病気であるとかけがとか、何らかの遅刻なども含めて様々なことが考えられますので、それは全て不登校というふうな判断はできないと思います。

不登校というのは、文部科学省の調査でも定義があるんですけれども、年間30日以上欠席した児童・生徒のうち、病気や経済的な理由による者を除いた者というふうに定義されておりますので、そういった定義で調査をしているところです。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私もそのように考えます。

先ほども言いましたように、要は中学生が学年が上がるにつれて3年生が非常に多いということですが、こちら辺についても教育委員会の委員の皆さんからも何らかのそういったお話があるかというふうに思いますけれども、お話があればお聞きしたいと思います。

私、時々ちょっといろいろな資料を見ておると委員会がいついつか開かれているということで、ある委員がそういう話を、不登校の話をしておるもんですから、ちょっと確認の意味を含めてお聞きしたかったんですけれども、分かればお願いしたいんですけど。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教育委員会の中では不登校の状況とかをお話しする機会もありますので、そういったお話がされたかどうかということはちょっと私も記憶にないんですけれども、不登校の状況についてはいろいろと結構話題にしているところでございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） はい、ありがとうございます。

次に、この不登校も含めた話ですが、いじめにもやっぱりいろんな問題があると思うんですね。いじめから不登校の一つの原因と、要因になっているというふうに思われますが、要は問題行動の未然防止対策の基本的な考え方は、やはり早期発見、あるいは早期対応だというふうに考えますが、未然防止策の取組についてお伺いをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） いじめの未然防止の取組についてお答えしたいと思います。

小・中学校において、まず教員は日常の学校生活の中で子供たちに寄り添い、僅かな変化やサインを見逃さない、そういった意識でもって日々指導を行ったりするのが大前提でございます。

また、いじめの未然防止の取組としましては、学校生活での悩みやいじめなどのアンケートですね、これを年に5回程度実施をしまして、少しでもその状況を把握しながら、その都度、個別に一人一人と教育相談を実施していろいろ相談に乗ったりするなどの教育相談体制の充実を図っているところでございます。

それから、仲間のことを大切に思いやる気持ちを育むために、日頃からお互いのよさを見つけたり、あるいは温かい言葉を使ったりする、そういった取組に加えて、11月には人権に関わる「ひびきあい集会」と言っておりますが、そういった集会を実施して、これまでの自分たちの取組を振り返るなどして人権教育にも力を入れているところです。

さらには、情報モラルやSOSの出し方教育など、今日的な課題に対する研修をスクールカウンセラーやICTの支援員などの専門家から学ぶ機会も設けております。

今後も、子供に寄り添い、家庭や地域と連携を図りながら、いじめの未然防止に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ありがとうございます。

次ですけれども、次は5番目ですね。

小・中学校は義務教育とされ、保護者には、学校教育法22条・39条には保護者の子供を就学させる義務と定められている。また、子供が教育を受ける権利があります。なぜ学校で教育を受けなければならないのかお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校教育法には、保護者はおっしゃるように子供に普通教育を受けさせる義務を負うとありますし、かつ「小学校に就学させる義務を負う」というふうにも書かれております。したがって、子供は学校で教育を受ける必要があると思いますし、これは中学校のことについても触れられております。

あわせて、学校教育においては、学校における教育は同第21条に掲げられている目標、一例を挙げますと、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うことなどといったような例があるんですが、こういった目標を達成するよう行われているものでございますので、こうした教育が行われている学校で学ぶことが子供にとっては大変望ましいというふうと考えております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） はい、ありがとうございます。

次です。6番目ですね。

不登校の中学生が学校や他の機関で指導を受けたりする、またICT等を活用した学習活動をしていれば出席扱いとなるのか。

例えば、そういったことがあって高校の受験ができますか。受験するときには必要な書類があると思います。内申書とか学業成績書が要りますが、受験できるのかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 高等学校の受験についてですが、欠席日数によって受験が制限されることはありませんので、不登校傾向の生徒も高校を受験することができます。

学校においては、生徒や保護者との懇談を通して、生徒や保護者の願いを踏まえてそのらしさを発揮できるような進路指導に努めているところでございます。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 人間は生まれて平等ですので、やはり同じような扱いをしてほしいというふうに思います。

7番目ですね。アジサイスクールを設置し、相談事や基本的な生活習慣の集団生活の適応、

あるいは基礎学習の補充など、改善するため2名の相談員が配置されております。その利用状況について、またこの適切な適応指導を受けた後、子供たちは、学校復帰ができた児童がお見えでしょうか、伺います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） アジサイスクールの利用状況についてお答えします。

現在、アジサイスクールに通室している児童・生徒は、小学生が2名、中学生が3名の合わせて5名でございます。

昨年度は、児童・生徒9名が通室しておりまして、その中で2名は今年度は学校に通うことができしております。また、昨年、9名の中ですが、中学3年生が3名いました。その3名は、高校に進学して、今も通学できていると聞いております。以上です。

○議長（庄田昭人君） 間もなく発言時間の制限となります。簡潔にお願いしたいと思います。まだ大項目が残っております。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） よかったですね、復帰できたということで。これは指導員、相談員のおかげ、もちろん学校の先生方の御協力だというふうに思います。感謝をいたします。

8番目ですけれども、ちょっとここら辺は私の勘違いかも分かりませんが、当市の学校へ着任間もない先生がクラス担任となったとき、やはり先生方は学校の状況や子供たちの姿などを把握する僅かな期間が必要ではないかというふうに思ってこの質問をするわけですけれども、この間について、やっぱり不登校の児童がいる場合は指導員が指導していただけるのか、そこら辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 基本的に子供が例えばアジサイスクールに通室するといった場合には、担任との関わりはないということではございません。担任は、教育相談と連携を図って本人の様子を把握したり、また定期的にアジサイスクールを訪れて状況を把握するとともに、本人や保護者と教育相談を行って支援をしていきます。

また、例えば新しく転入してきた先生が担任となった場合でも、これまでに関わりのあった教員と、あるいは教育相談員と連携を図って本人の状況を丁寧に把握するように努めております。そして、教育相談員と相談しながら本人と懇談する機会も適宜設定をして、よりいい関係を育むような、そんな取組をしているところです。以上です。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この質問の最後ですけれども、これだけ多くの不登校児童・生徒が

いる中、教育委員会のみならず全庁が取り組まなければならないと私は考えます。

最後に市長さんにお聞きしますが、市長さんは小まめに各学校を訪問され、子供と触れ合いされておられます。教育方針等については、教育長さんと同じであります。将来を担う子供の姿を内外から見た教育方針があればお聞きしたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 不登校の要因は、議員さんもおっしゃられるように、不安とか無気力とか家庭の状況とか、本当に児童・生徒によって様々で、しかも複雑です。

例えば家庭の状況にその一因があった場合には、教育委員会だけでなく子ども支援課などの関係課と連携を図りながら対応しております。

これからも関係部署と連携を丁寧に図りながら、少しでも子供にとって安心できる居場所づくりに努めていきたいと教育委員会は考えております。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 松野議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

私が、各小学校・中学校のお昼休みに子供たちとまちづくりと一緒に考えるというようなまちづくりミーティングを行ってもう2年になります。もうある程度子供たちが定着してきて、子供たちの考えること、子供たちがこのまちづくりに、瑞穂市に思うことを話してくれます。

私からは、現在進めている瑞穂のまちづくりを子供たちに説明して、子供たちからは、こんなまちにしていきたいとか、こんな学校をよくしていきたいというような多くの提案をいただいております。その子供たちが、またいろんな駅伝大会とかレインボー合唱団の中に一員で入っていて、またその後に出会うことができたということは本当に覚えていて、私のことを覚えていて会うことができ声をかけてくれたということを実にうれしく思っております。

それは何で行うかという、やはりこの瑞穂市に子供たちが愛着を持ってもらう、この瑞穂市を自分たちが大切にしていこうというような、そんな心をつけていきたいということを考えていますのでお答えをさせていただきました。

[17番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 時間配分をちょっと間違えておりますけれども、要は執行部からお話を聞いて、それだけではなく、やはり私の考えを言うと。再質問、これのやり取りが僕は非常に大切だと思いますね。一方的に聞くだけでは駄目です。

最後に行きますけれども、職員のボランティア活動ですけれども、当市というのは富有柿があつて、発祥の地でございますけれども、近年は農業従事者の高齢化に伴い生産量が減少しておる。化学肥料を3割減らして有機肥料を多く、また農薬も3割減少など「ぎふクリーン農業」が進められており、生産者はどこにも負けないと自負されて今日まで活動しておりますけ

れども、この富有柿に対して市のほうも研修ということですうっと以前やってきたんですが、現在はなくなったということを聞きましたが、この非常に大切な事業をなぜやめられたのか、行政として。そこをお聞きしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議員が御質問の件は、柿の収穫体験の研修のことと理解いたしまして答弁をさせていただきます。

平成26年度から令和元年度までは、瑞穂市柿振興会主催で一般の方も対象といたしました柿の収穫体験という行事がございまして、瑞穂市が発祥の特産品である富有柿について理解を深めてもらうということを目的に、その年の新規採用職員を対象とした職員研修としてこちらの行事のほうに参加をさせてもらっておりました。

しかしながら、コロナ禍ということになりましてこの行事が開催されなくなりましたので、令和2年度から現在まではこの研修を実施しておりません。以上でございます。

〔17番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 3項目について質問しました。

今後、この瑞穂市民の皆さんのことを思いながら頑張っていきたいと思ひますし、今後もしろんなよい答弁をいただきたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 答弁の修正。佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほど、男性保育士の件で御質問をいただきまして、私、資料がないとお答えしてしまひまして、資料がございましたのでちょっと修正させていただきます。

男性保育士ですけれども、12月1日現在、本田第2保育所に2人、別府保育所に1人、それから牛牧第1保育所に1人、計4名おります。12月1日現在の正職員の保育士は87名ですので、87名のうち4名が今男性保育士としてお勤めいただひているということで修正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（庄田昭人君） 再質問でありましたので修正ということになりましたが、通告のとおりまた残り5つありましたので、今後、時間配分をよろしくお願ひしたいと思います。

17番 松野藤四郎君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 森清一君の発言を許します。

森清一君。

○7番（森 清一君） 皆さん、こんにちは。

議席番号7番、創緑会の森清一でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

また、傍聴の皆さん、今日は本当にありがとうございます。

私の質問は、まず第1にこどもまんなか社会について、2つ目にJR穂積駅の無人化についての2つの質問でございます。

まず、こどもまんなか社会についての質問であります。瑞穂市には市内で最大の会議体である青少年育成市民会議があります。これは生涯学習課の所管するもので、そこから委嘱された青少年育成推進委員の方が主に活動に携わっておられるということでございますが、私の身近にいる青少年育成推進委員から聞いた話によりますと、先般ですね、先月、11月10日に青少年育成推進委員、また穂積中学校MS J、生涯学習課の職員等の方々により秋のこどもまんなか月間の啓蒙のため、あるスーパーにて街頭活動が行われたとのことでした。

気になってネット検索をしてみたところ、今年の4月にこども家庭庁が発足し、11月が秋のこどもまんなか月間として定められた。それに呼応して実施されたというようなことです。昨年までは、11月が子ども・若者育成支援強調月間となっており、生涯学習課の所管で、青少年育成推進委員が中心となって啓蒙活動が行われていたようです。それが今年になって、先ほど言いましたこども家庭庁が主唱する秋のこどもまんなか月間に呼応する形で、既に当市においてもこどもまんなかについて外向けに活動が行われているんだなあと、そんなことを認識させていただきました。

そんなわけで御質問にさせていただいたわけですが、子ども支援課という課が令和3年4月に設置されて、そことの関連も気になりまして、この質問をさせていただくことにいたしました。

前段はさておきまして、これよりは質問席において質問させていただきます。

当市では、令和3年4月から新たに組織改革がスタートし、その中で子育て支援の一元化を図ることによる子育てワンストップサービスの実現をするために、健康福祉部に子ども支援課が新設されました。

その組織改革は、国が令和5年4月1日に発足したこども家庭庁に先駆けるものと言えますが、具体的にどのように改革され、現在どのような効果が発揮できているのか、健康福祉部長にお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 森議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員が言われるとおり、組織改編によりまして、令和3年4月から子ども支援課を新設いたしました。子ども支援課には、虐待防止に係る子ども家庭総合支援拠点としての子ども家庭総合センターと、妊娠期から子育て期への切れ目ない支援のための子育て世代包括支援センターの機能を持たせ、一体的に運用をしております。

なお、子ども支援課設置の一番の目的は、子育て支援のワンストップサービスです。子供・子育てに関連する業務や相談を集約し、手続きが完結できるようにするということです。これは、単に申請などの事務の手続きを簡便にすることのみではなく、子育てに関する相談対応の一元化・連続性を重視したものであります。子供に関する相談については、子供個人の問題にとどまらず、その家族全体の問題として捉える必要があることから、相談体制を充実させることも考慮いたしました。

現在の運用といたしましては、子供のことで相談を受けた保健師や助産師、家庭相談員など関係する職員が段階的・継続的に長く支援に関わっております。ワンストップの意味は、単なる事務の問題ではなく、ワンストップ支援という意味合いが強く、1つの部署で関わり続けるという意味の下、子ども支援課を設置いたしまして、現在運用をしております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

子ども支援課、すなわち子育て支援に必要な事務業務、こういうものを穂積庁舎のほうに一体として持っていくことによって、妊娠から出産、また育児、学童期へと、すなわち18歳までの切れ目のない支援体制、そういうための子育ての支援のワンストップサービス、ワンストップ支援というか、これの実現を目指すということで、現状のところは効果のほうは出ていると思いますけれども、そのように理解させていただきます。

さて、こども家庭庁では、こども家庭庁の冠として「こどもまんなか」ということを掲げておるわけですが、子供にとっての最善を第一に考える「こどもまんなか」の趣旨に共感、賛同し、こどもまんなか社会の実現に向けたアクションに取り組む個人、地方自治体、団体、企業等をこどもまんなか応援サポーターと位置づけております。

当市として、こどもまんなか応援サポーターをどのように考えているのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 失礼いたします。

こどもまんなか応援サポーターについてでございますが、まず、こども家庭庁が掲げます「こどもまんなか」とは、全ての子供や若者たちが幸せに暮らせるように、常に子供や若者の今と、これからにとって最もよいこととは何かを考え、社会全体で支えていくことござい

す。

また、こどもまんなか応援サポーターとは、「こどもまんなか」の趣旨に賛同して、自身の考える「こどもまんなか」なアクション（活動）を実行することです。

こどもまんなか応援サポーターについてどのように考えるかという御質問でございますが、瑞穂市といたしましては、「こどもまんなか」の趣旨に賛同いたしまして、こどもまんなか応援サポーターとしてアクション（活動）を実行することを宣言したいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

今後宣言していくという、そういうことです。

当市が取り組むこどもまんなかアクションに類するものとしては、現在どのようなものが行われているのか。また、今後どのような取組を行っていくのか。そして、何を目指していくのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 当市が取り組みますこどもまんなかアクションといたしましては、出産・子育ての安心を支えるため伴走型相談支援を行っており、出産後の子育てに不安や悩みを抱えやすい時期に訪問回数を増やすなど体制を強化しております。

また、市単独事業といたしまして、ワクチン接種の助成でありますとか、健康診査の費用助成、親子のための各種教室の開催など、幅広くこどもまんなかのアクションを行っております。

瑞穂市では、「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を将来像に掲げまして、「心が通う助け合いのまち・夢あふれる希望に満ちたまち」を目指し、様々な子育て支援に係る施策に取り組んでおりますが、今後も瑞穂市の未来を担う子供たちが、誰もが未来を描き希望を持って心豊かに成長できるよう、各課にできる、子供をまんなかに据えた、さらなる取組を推進していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 市民に対して、このこどもまんなか社会の趣旨を理解していただきアクションに取り組んでいただくために、個人とか団体さん、各種NPOやボランティア団体等、そしてまた企業等に対して、こどもまんなかサポーターになっていただくよう、当市としてどのようにアクションをしていくのかお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 「こどもまんなか」の趣旨に賛同して、子供のために何ができ

るかの答えは様々でございます。個人、団体、企業などに対しては、それぞれにできる「こどもまんなか」に向けたアクション（活動）をお願いしていききたいというふうに思っております。

市が中心となりまして、広く個人、団体、企業等に呼びかけていききたいというふうに考えております。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ぜひ幅広く働きかけて、それぞれができることをやっていただくようにPRをしていただきたいなと思います。

関連することと思いますが、この議会で議案上程されている一般会計補正予算案において、款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料でこども計画策定委託料169万5,000円が計上されております。議案説明会におきまして、健康福祉部長より、こども家庭庁のこども基本法において、子供の施策の基本的な方針等を定めるこども大綱が策定されることになっており、それに基づき各市町村でもこども計画を策定するよう努力義務が課せられておるため、こども計画策定委託料を計上したとの、そんな説明がございました。

昨日の馬淵議員の質問でも出てまいりましたが、こども計画というものの、これは何を目的にして、どのようなことが盛り込まれるのか、分かる範囲でお答えをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） こども計画でございますが、令和5年4月1日から施行されましたこども基本法第10条において、こども大綱及び県こども計画を勘案して、市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとされております。

また、こども計画は、既存の子ども・子育て支援事業計画などの子供に関する各法律に基づきます計画と一体のものとして策定することができるとされており、こども施策に関する事項を一体のものとして策定することで、市のこども施策を統一的にすること、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されております。以上でございます。

[7 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 先月の13日の新聞でございますけれども、この新聞に中長期的な子供政策の指針となる、政府のこども大綱の内容が12月12日判明したということが記事に載っておりました。今後5年程度で、子供にやさしい社会づくりのための意識改革を目指す考えを強調し、結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現に向かっていく。また、自国の将来は明るい、そして貧困と格差の解消を図る、子供や若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援するといったような6つの基本目標を掲げております。大綱はこども基本法に基づくもので、政府は年内に閣議決定をするという、そんな方針であると、そんな報道がございまし

た。

このたびのこども計画も、このこども大綱に基づいて都道府県内でのこども計画が策定され、そして各市町村でこども計画が策定されるという、そういうことですが、ぜひ子供、若者の皆さんの声を聞いて、それを反映して、子供や若者の視点に立った政策を各部局が連携して進めていただきたいと、そんなふうに思います。

最後に、こどもまんなか社会の実現に向けたこどもまんなか応援サポーターについて、森市長の思いをお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 森清一議員から、こどもまんなか社会応援サポーターの私の考えという御質問をいただいております。

瑞穂市の最上位計画である総合計画には、「誰もが未来を描けるまち瑞穂」を将来像に、そして市民憲章には、健康で心が通い、助け合い、支え合う、夢を育み希望に満ちたというような言葉がつながってまいります。これらを基に、瑞穂市の子育て支援に取り組んできたということをおっしゃっております。

先ほども議員のほうから御質問の中でございました、今年の4月にこども家庭庁が設けられ、瑞穂市では先行する形で子ども支援課を令和3年4月に新設をして、家庭への支援、子育て支援を行ってまいりました。

こども家庭庁では、こどもまんなか社会の構築を目指し、その趣旨に賛同した個人、団体、企業にこどもまんなか応援サポーターとして幅広い活動をしていただくということで、これも瑞穂市でも積極的に進めていきたいということをおっしゃっております。

瑞穂市は今年、市制施行20周年、20年を迎え、人権、平和、環境と、次の時代を担う子供たちへつないでいきたい、そして来年からは、それをまた明確にするために、このこどもまんなか応援サポーター宣言を、新年の仕事始めの式に年頭に当たり職員に示していき、その後、市民の皆さんにも幅広く、このこどもまんなか応援サポーター宣言を行い、個人、団体、企業にも呼びかけていきたいということをおっしゃっております。

子育て支援は、子供手当をはじめ、医療費や相談まで子育て家庭への支援がございまして。

私が考えるこどもまんなか社会は、子供たちの持つ力を最大限に引き出す、発揮することができる、子供たちが育つ力を育む支援、子育て支援となります。その子育て支援には、実現するためには、保護者や地域のサポート、個人や団体、企業の皆さんのいろんな活動が必要になるということをおっしゃっております。子供たち一人一人が、子供の本来持つ力を最大限に引き出して、生き生きとした子供の育ちを育むものを瑞穂市では進めていきたいということをおっしゃっております。

子育てを支える、実現するために、先ほども申し上げましたが、保護者や個人や団体や事業

者の皆さんがそれぞれサポートするような瑞穂市をつくるのが、こども（まんなか応援）サポーター宣言の私の考え方になりますので、これからも瑞穂市の子育て支援、子育て支援を進めていきたいということを考えて答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） 御答弁ありがとうございました。

令和3年4月に、国のこども家庭庁に先駆けるように、瑞穂市では組織改革で子ども支援課を設置したわけでございます。

それからすると、若干時間もたっているようではありますが、この20周年の機にというか、令和6年1月4日になりますか、この仕事始めのときに、こどもまんなか応援サポーター宣言が行われるということが今市長の口から出たということで、子供や若者の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を社会の真ん中に据える、こどもまんなか社会の実現に向けて、全ての人が、全ての人という先ほど市長も言われました、個人から団体、そして企業、全ての人に取り組んでいただくようにPRしていただいて、そして全ての人が進んでこれに取り組む中で、幸せな瑞穂市となるようお願いをしつつ、次の質問に入りたいと思います。

2番目の質問であります、JR穂積駅の無人化についてであります。

この件に関しては、以前の一般質問で広瀬武雄議員、今木啓一郎議員が質問されているところではありますが、JR穂積駅の無人化については、既に今年1月にJR東海より、令和6年2月をめどに無人化を実施するとのプレスがあり、新聞報道等でもお知りになった方もあるかと思えます。また現在、穂積駅のキヨスクがあった場所で券売機の設置箇所の整備工事が行われているなど、無人化の実施が差し迫っていることもあることから、あえて質問させていただきます。

令和5年3月、今木議員の質問に対して、森市長は、「令和5年1月中旬にJR東海の柘植会長さんのところに行き、穂積駅周辺整備の全体計画を説明すること、さらには駅の名前を変えるにはどんな手段があるのかというようなこと、そしてキヨスクの廃止ということで、この後の利用についても、さらにはホームの整備などについても要望してまいりました。それぞれの結果がまだJR東海のほうから来ておりませんので、このキヨスクの廃止については民間が利用する場合と市が利用する場合ではどうですかというような、そんな投げかけも行ってきております。さらに、先ほどの駅が無人化になることにより、駅前の駐輪場の中の指定管理についても、そのような業務が加えられないかということも今後検討してまいります」との答弁をしておられます。

そこで、穂積駅の無人化に関する市長の答弁について、その後の状況がどのように進展しているのか、お聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 改めまして、こんにちは。

議員質問のＪＲ東海へ訪問した際に話のあった件につきまして、回答のあったことについて答弁させていただきます。

先ほど議員からおっしゃられましたが、キヨスクの廃止に伴い、後の利用について、ＪＲ東海へは市として何か利用させていただくことは可能かの回答に、既に近距離券売機の設置が決定しており、ほかの用途に利用できないとの回答をいただいております。そのほかに関しましては、現在情報はございませんので、入り次第何らかの機会に御報告させていただきたいと思っております。

また、穂積駅の無人化につきましては、令和５年７月２０日にＪＲ東海へ訪問し、穂積駅無人化について要望書を提出いたしました。

内容につきましては、冒頭、報道にありましたお客様サポートサービスの導入に係る穂積駅無人化について、市民を含めた駅を利用される多くの方々から当市に心配や不安の御意見をいただいております。こうした市民や駅利用者の不安の軽減と利用者サービス向上のため、下記のとおり御対応いただきたく、ここに要望書を提出いたしますとして、１つ、駅構内のセキュリティ強化のため防犯カメラなどによる場内監視の強化、２つ、現地出動係員を穂積駅に配置を要望させていただきました。

その際にも、改札口横の執務室が無人化になった後の、どのように活用されるかなどの意見交換も行いました。以上でございます。

〔７番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○７番（森 清一君） 令和５年７月２０日にまたさらに要望書を出されたというようなことで、いろんな要望をされております。我々の不安が解消できるような、そういうことも当然含まれておると思っておりますし、また構内の利用できる場所、そういうところも何とか活用できるようにというか、市として利用できるような、そんなこともぜひ今後も進めていただきたいと思いますし、一番やはり大事なのは構内のセキュリティですね、先ほど言われました、であるし、また無人化になるということで、やはり監視人がいない、監視する人がいないということで、やはりその防犯上の問題ですね。やっぱりそういうところの安全確保ということで、防犯カメラを設置していただきたいという、そんなこともありますし、やはり何かあったときは、西岐阜駅から係員が飛んでくるというような、そんなことも聞いておまして、やはり時間的に大分タイムラグが出てくるので即対応できないという、そういうところが不安材料となっておるということで、それに対して係員の設置をやはりきちっと要望していただけたということで、それが実現できるように、さらにやっていただきたいなと思っております。

次、また、この件につきましては、岐阜県議会令和5年9月の一般質問において、瑞穂市選出の森治久議員が「無人駅の安全確保への県の関与に関する所見について」と題し一般質問をしておられます。

その質問に対し、都市公園・交通局長は、「やむを得ず無人化する場合、ガイドラインを踏まえた取組に努めていただくことが基本であり、そのため、JR東海の実施の取組の動向を注視しつつ、無人化の開始に当たり、駅利用者に対して十分な事前周知とその代替となる取組の丁寧な説明を行うとともに、その後も駅利用者の声をよくお聞きして取組を進めていただくよう、JR東海に求めてまいります」との答弁でございました。

駅を利用する人にとって、やはりこの駅員が不在であるということに不安を抱く人はやはり少なくない、これは当然のことです。

中でも最も影響を受けるのは、列車の乗り降りに介助が必要な人、障害のある方たちです。それらの方々も含めて、可能な限り全ての人不安なく鉄道を利用できるよう、無人駅の運営をどう進めていくのかについて、やはり穂積駅を利用されている近隣市町とも連携する中でJR東海に求めていくことは当然必要なことと考えます。

そこで、穂積駅のお膝元である本市として、穂積駅の無人化について、駅利用者、市民に対して、いつ頃、どのように事前周知をし、また無人駅利用者の利用の不安を払拭するにはどうしていくのか、お考えがあればお聞きいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） JR東海が実施する穂積駅の無人化については、令和5年1月18日にJR東海よりお客様サポートサービスの導入のプレス発表があり、明らかとなりました。JR東海は、平成25年10月に集中旅客サービスシステムを武豊線に導入したことを皮切りに、順次導入駅を拡大しているところでございます。

また、御存じのとおり、12月2日にお客様サポートサービスの穂積駅でのサービス提供開始日が、令和6年2月1日始発からと追加でプレス発表されております。

お客様サポートサービスの概要といたしましては、1. 近距離券売機に隣接してモニター付インターホン、券面確認台を新設して案内センターとつなぐほか、セキュリティーカメラ、スピーカー等を新設、また改札内インターホンには新たに御案内タッチパネルを設置し、タッチパネル上で精算等の御案内を実施する。2つ目、有人駅である現在は、早朝・夜間等の駅係員不在時は、切符の購入、ICチャージ、乗り越し精算等ができませんが、サービス導入後は列車を運行する全ての時間帯でこれらのサービスを利用できるよう改善する。3つ目、案内センターのオペレーターがセキュリティーカメラにより駅の状況を把握するとともに、お客様からの御質問への対応やお声がけ、案内放送等を実施する。4つ目、現地での御案内等が必要な場合には、西岐阜駅に配置されている係員が現地に出向き、お客様に対応することとなります。

これらの取組を既に導入している駅の利用実績からは、不満などの声は特段ないと伺っております。

また、1から4のお客サポートサービスに加え、指定席券購入ニーズの高い穂積駅には、サポート付指定席券売機を設置し、新幹線・在来線の指定席特急券などのほか、インターホンを通じオペレーターが対応することで、学生割引乗車券など証明書を必要とする割引の切符を購入できるようにするとのことでございます。

これらの情報は、既にJR東海のホームページなどを通して確認することができますが、瑞穂市としても、広報紙1月号、2月号やホームページなどを活用し、お客サポートサービス概要などについて、市民を中心に広く周知をしていきたいと考えます。

また、サービス開始後も、これらのサービスに関し、穂積駅を御利用される方々からの意見をJR東海と情報共有を図り、必要があれば近隣市町とも協力しながら、利用者の方々の不安を払拭できるよう最善を尽くしたいと考えております。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 森清一君。

○7番（森 清一君） ありがとうございます。

今お答えにあったように、12月に入ってですか、JRのほうから令和6年2月1日の6時から運用を開始するという、そんなようなことで、あとほかいろいろ今言われましたこと、こういうことを瑞穂市としてやはり市民の方、また近隣市町のほうへも周知ができればなと思います。

JR穂積駅が無人化になること、これは本当に不安なことではありますけれども、これはJRがきちっと決めたことでやむを得ないことでありますけれども、可能な限りやはり利用する市民、また他市町、近隣の他市町の方が、利用できる方がやはり不安なく鉄道を利用できる、そういう体制とか周知、そういうことをどんどん進めていただきたいし、やはり近隣市町との連携をもって、やはりJRに要望していくということですよ。

今後のやはりいろいろまた問題も出てくると思いますので、そういうようなことは意見を聞きながら、また検討して、またJRのほうに要望して、とにかく市民が安全に駅を利用できるというそういう体制を瑞穂市としてもつくっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（庄田昭人君） 7番 森清一君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時30分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 藤橋直樹君の発言を許します。

藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 改めまして、こんにちは。

議席番号2番、創緑会、藤橋直樹でございます。

ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、今議会も一般質問をさせていただきます。お昼の出にくい時間に傍聴に来ていただきまして、誠にありがとうございます。

瑞穂市制20周年を迎えた記念すべき令和5年もあと少しとなりましたが、コロナ禍も小康状況となり、明るい兆しも見られるようになりました。その一方で、世界に目を向けると、ウクライナ侵攻は依然として続き、中東ではイスラエルとハマスの悲惨な戦争が日々報道されています。世界状況は一層混沌としており、その中で、子供たちが被害を受けている映像が流れるたびに心が痛みます。未来を担うべき子供たちの未来が紛争で消されている現状を目にするにつけ、本当に何とかならないかという思いに駆られます。早く終戦に向かってほしいと願うばかりです。

そんな思いを抱きつつ、今回は2点についてお尋ねさせていただきます。

1点目は公私連携型保育園事業について、2点目は市民のボランティア活動に係る市としての支援の在り方についてです。

以下については質問席にてお尋ねいたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、1点目の公私連携型保育園事業についてです。

いよいよ生津校区内に懸案の保育所ができることになり、地域住民の方もお喜びのことと思います。この保育所も公私連携型保育園として建設がされるとのことですが、ここでお尋ねいたします。

現在、保育所への待機児童はあるのでしょうか。いわゆる申込時に特定園のみを希望していて、国の集計から除外される隠れ待機児童と言われる人数も把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 待機児童及び潜在待機児童数については毎月把握しており、直近の11月末時点で、待機児童数が7名、潜在待機児童数が73名、合わせて80名となっております。以上であります。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

他市町との比較が分からないものですから、多いのか少ないのかは分かりませんが、待機児童があるとすれば、本議会に議案第61号財産の使用貸借についてとして出されている公私連携

保育事業は重要な待機児童対策にもなると考えますが、議会において、この使用貸借が可決されて進むとなると、今後どのようなタイムスケジュールとなるのでしょうか。

令和7年4月に牛牧第1保育所の開園は予定どおりですか。関連の道路もまだ完成していないようで遅れているように思いますが、市の計画するタイムスケジュールをお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 昨日の若園議員の答弁と同様になりますけれども、再度答弁をさせていただきます。

本議会に土地の使用貸借についての議案を上程させていただいており、可決いただけましたら、本議会閉会后直ちに公私連携保育法人と公私連携保育所型認定こども園設置に関する協定及び令和6年度から10年間の土地の使用貸借契約書を締結させていただきます。

その後、新年度予算に園舎建設関連の補助金を計上させていただき、令和6年度になりましたら国の補助金申請手続を進めてまいります。

用地につきましては、第1期造成工事と南側の電柱移転が予定どおり完了しており、現在、L型擁壁、側溝等の第2期造成工事を実施しており、今年度末の完成を目指しております。そして、国の補助金の交付決定を受け、来年夏頃から園舎の建設に着手される予定です。それと同時に園児の募集を行い、令和7年4月に開園の運びとなるスケジュールです。

今後も引き続き、関係各課と緊密に連携し、公私連携保育法人と協議を行いながら、令和7年4月からの円滑な保育実施に向けて取り組んでまいります。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

順調ということでお聞きしておきます。

生津校区の公私連携型保育事業については、以前に地元自治会への説明があり、地元の反応もあったことと思いますが、レイアウトや規模などで変更点があるのか、そして進捗状況はどのようなものかお伺いをいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 生津小校区での保育所整備について、今年7月に地元説明会を開催させていただきました。

その中で、現在、生津小校区在住で保育所を利用している子供の総数や、そのうち生津小学校校区に近い本田第1保育所や別府保育所に通っている近年の子供の数などを勘案し、生津小校区の保育需要の受皿を一定程度確保できる規模を70名程度とし、保育所用地を生津小学校駐車場とする説明をいたしました。

その説明会でいただきました検討事項の解決に取り組んでいましたところ、9月に実施した

来年度の保育所1次受付の申込みが、想定をはるかに超えた保育ニーズの増加状況となりました。さらには毎月把握している待機児童数の増加状況等も踏まえると、規模の見直しをせざるを得なくなりました。

今後も引き続き保育需要が高い傾向が続くこと、生津小学校区の保育需要の多くをカバーできるものであることを想定すると、今回の牛牧第1保育所同様、100名程度の規模での整備が進められるよう調整を行っているところです。

なお、施設のレイアウトにつきましては、公私連携保育法人が設計されますので、市といたしましては、そこで保育を受ける子供たちが地域の方々に見守られながら豊かな人間関係の中で育つことができる施設であることをお願いするところです。以上であります。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございました。

4番目に、生津校区の公私連携型保育事業については、建設場所は現在の牛牧小学校職員駐車場を場所と決定し、今年度予算にある調査費を使って進める意向なのでしょうか、お尋ねします。また、この場所でよいと結論づけているのか、市の考えをお願いいたします。

[「場所を間違えている」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 冷静に。

○2番（藤橋直樹君） 訂正します。

生津校区の公私連携型の保育事業についてでございます。建設場所は、現在の生津小学校職員駐車場の場所と決定し、今年度予算にある調査費を使って進めている意向なのでしょうか、お尋ねします。また、この場所でよいかと結論づけているのか、市の考えをお聞きします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 先ほどの質問で、当初70名程度だった定員を100名程度の定員に見直しを進めているとお答えさせていただきました。この受皿となる施設整備を考えますと、当然、児童数分、保育室も必要となり、施設の延べ床面積も広くなることから、70名程度の規模で考えておりました生津小学校職員駐車場では整備が難しくなりました。

そこで、幼・保・小の連携に適した生津小学校の隣接地で、定員規模に見合った場所として、馬場公園の一部を保育所用地として使用する方向で、関係部署と現在急ピッチで協議を進めているところです。

なお、この都市公園内への保育所整備については、平成29年の都市公園法の改正により可能となっております。都市公園にとっても保育施設にとっても互いのよさが活かされ、価値ある取組となるよう整備の在り方について調整を図っているところです。以上であります。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

公私連携型保育所事業について、牛牧第1保育所が令和7年4月に開園、生津校区の公私連携型保育所については令和9年4月に開園予定と考えて進めているのでしょうか。

また、本田第1保育所の令和9年以降の運営は、未満児保育は生津に移行するのでしょうか。基本的な見直し、効率的な運営がより求められる状況ですので、市のお考えをお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 当市の待機児童対策は待ったなしの状態となりつつあります。この背景には、コロナ禍が落ち着き、自宅で仕事をする人が減って保育需要が顕在化してきたことや、共働き世帯の増加による仕事と育児の両立できる環境が求められていること、子育て世帯の増加などがあると考えています。

いずれにしても、こうした保育需要の増加に対応するためには受皿の拡充が必要不可欠であることから、牛牧の保育所型認定こども園については令和7年4月開園、生津小校区の公私連携型保育所については令和9年4月開園を目指してまいります。

また、本田第1保育所は、本田校区の子供の状況や市全体としての保育需要の状況などから、引き続き存続させる必要があると考えております。生津小校区の公私連携型保育所へは、生津小学校へ入学するお子さんで希望される方が、現在通所してみえる保育所から移られることになると考えております。以上であります。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

市では瑞穂市保育所整備計画に基づき、令和4年度において未満児保育未実施の老朽化した牛牧第1保育所を民営化することで、より多様化する保育ニーズに対応できる施設として生まれ変わらせる目的で、公私連携型保育所として募集をかけ、事業を進めているわけです。この理念、施政方針でもって生津小校区にも念願の保育所ができることを誠に喜ばしく、まさに住民の悲願がかなうわけですから、計画どおり着実に進めていただきたいと願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、2点目の市民のボランティア活動や団体に対する市としての支援・連携の在り方について質問させていただきます。

この質問は、私の近所の人から受けた相談を基にお尋ねするものです。お尋ねというより要望になるかもしれませんが、市の考えをお聞かせいただきます。

事の発端は、牛牧校区で長年、長年というか20年を超えて子供たちの登下校を見守りをされ

ている方々が見え、その方々が着ている、貸与されているジャンパーが数年を経て相当色あせており、見るからにみすぼらしいです。それを日頃見ている人から、何とかならないもんかと相談を受けたことにより質問させていただきます。

このことから、市民がボランティアで様々な活動をする中で同様に困りごとなどがあると思われまじ、また耳にします。よって、改めてボランティア活動について調べてみますと、いろいろな課題が見えてきましたので、今回お尋ねするものです。

一方、今や高齢化社会は確実な社会状況としており、私の住む牛牧団地では高齢化率40%を超えていると聞きます。中には、元気で生きがいとしてボランティア活動をされている人もあり、こうした方々をサポートするものも行政施策に欠かせないと思うところです。

そこで、前置きが長くなりましたが、質問に入ります。

市内では市民による様々なボランティア団体による活発な活動が行われています。携わる人にお聞きすると、あくまで自主的に自分たちの自由意思で活動していると言われます。その姿勢には頭が下がる思いですが、行政がこれらのボランティア活動に支援する際の役割や基本的な考えをお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 藤橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ボランティア活動とは、他者や地域社会を支えるために行う、見返りを求めない活動のことをいうとされておりまして、義務や強制ではなく自分の意思で行う自発性、他者や社会の利益のために取り組む社会性・公益性、利益や報酬を目的としない無償性、枠にとらわれずよりよい活動を生み出す創造性・先駆性、これらがボランティア活動の4つの原則とされております。

ボランティア活動は、ちょっと気になることや人、こんなことできるといいなど、自由な発想で縛りにとらわれることなく、やってみようという気持ちがあれば誰でも活動することができるものであると思っております。生き生きと楽しんで活動していただくことが一番重要であると認識をしております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

ボランティア活動といっても多岐にわたります。災害ボランティア、福祉ボランティア、また小・中学生の登下校の見守り活動など、市民参加の場は多く、高齢化社会の中で現役を退いた人の生きがいの場にもなっているように思いますが、こうした視点から、市として団体や活動する市民をサポートしている内容をお尋ねいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） ボランティアと一概に言いましても、非常に多岐にわたります。

サロンなどを含めると90近くの団体が、ボランティア団体として社会福祉協議会に登録をされております。

登録された団体に対しまして、ボランティア活動を支援していくため、社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアセンター事業を行い、市民からの問合せなどに対し活動団体を紹介するなど、ボランティアと市民との橋渡しの役割を行っております。

また、牛牧地区や穂積校区での地区社協の設立や生津校区での見守り隊の発足など、生活支援コーディネーターの配置や話合いの参加などを通して、その立ち上げにも協力し、積極的に関わっております。

これからも、社会福祉協議会と連携して、地域に根差したボランティア活動の推進について取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） 多くのボランティア団体は法人格を持たない任意団体として活動しており、社会的に信用が乏しいため、財源の不足や人材不足に苦労しているものとも聞きます。こうした課題を解決するため、市の支援策についてお尋ねをいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員が言われるとおり、財源や人材不足は非常に重要な課題であると感じております。

人材不足に関しましては、まずは地域の活動を広く市民の皆様を知っていただくことが大切だと考えておりますので、活動について知っていただき、知っていただく機会を増やしていければというふうに思っております。

財源についてでございますが、サロンや地区社協につきましては、それぞれ運営に対し助成支援事業がございますので、御利用いただけるよう周知していきたいと思っております。しかし、助成の申請や報告に手間がかかるという意見もございますので、社会福祉協議会とも協議しながら簡便な方法へと改善していきたいというふうに考えております。

そのほか、県社会福祉協議会や民間の補助制度もございます。申請などの手続につきまして、情報提供に努めていきたいというふうに思っております。

また、地域支え合い推進会議におきまして、現在、地域ごとの福祉課題の解決に向け協議いただいておりますが、この協議体の運営へも助成やコーディネーターの配置につきまして、継続して支援していきたいというふうに思っております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

もっともっと活動していただくためにも、その周知の仕方もまたよろしく願いいたします。

ボランティアの役割は、公的サービスでなし難い独自性や個別性に特化したサービスを提供し、より積極的かつ開拓的に福祉のレベルアップを図り、公私の新たなパートナーシップを打ち立てるものと言われてはいますが、こうした視点から地域福祉基金を福祉ボランティア団体・組織の立ち上げに活用している自治体もあるとのこと。

瑞穂市でも地域福祉基金がありますが、どのように活用されているのでしょうかお伺いします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 当市の地域福祉の推進につきましては、多くの事業を社会福祉協議会へ委託をしております。また、さきに述べました地域支え合い推進会議の運営についても、社会福祉協議会の職員が生活支援コーディネーターの役割を担っているなど、多くの事業において社会福祉協議会が関わり、連携しながら地域福祉を推進しております。

さて、地域福祉基金の活用方法でございますが、このように多くの事業に社会福祉協議会が関わっている現状から、健全な法人運営のために、多くを社会福祉協議会の補助金の財源として繰入れしております。結果的に地域福祉の推進のために活用をしております。

今後も地域福祉の推進に向けまして、社会福祉協議会と連携しながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） どうもありがとうございます。

調べてみますと、県内、各務原市では、地域支え合い活動支援事業補助金という事業があり、充実した内容となっていると思います。また、各務原市では、ほかにもボランティア団体を支援するための情報提供や相談窓口が設置されているようです。

瑞穂市では、ボランティアというと社協へという流れがありますが、社協一辺倒ではなく、行政としての支援、サポート体制も必要と思います。私が近所の方に言われて、ジャンパーの1枚や2枚提供したらどうやという話も言われっ放しでございます。その辺のことを市長はどのように考えてみえるのか、ジャンパーの1枚や2枚と言われるのが市民の気持ちだと思いますので、市長もその辺のことを考えて、ボランティアに対する考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 藤橋直樹議員から、市民の方々のボランティア活動の御質問にお答えをさせていただきたいということを思います。

ボランティア活動は、社会福祉協議会を中心に進めております多くのボランティアがあると思います。例えば議員の中からもお話が出ました、どの校区でも朝夕の子供たちの見守り活動をしていただいております。私も月に2度ほどは朝の見守り活動に参加をさせていただいております。また、今日の一般質問の森清一議員の質問でもお答えをいたしましたこどもまんなか応援サポーターというような制度も、地域で見守り活動をしておられる方々が、子供たちの育つ力をつけていただいている、お力添えをいただいていることと思っております。

また、ボランティアは子供たちに限らず、高齢者のボランティア活動、災害時のボランティア活動など多岐にわたり、幅広い活動があると思います。今、全てが行政だけで対応ができないような、そんな状況となっております。ボランティア活動の育成、そして拡大には、これからしっかりと対応していかなければならないということをおもっております。

その中の御質問にありました、いろんなボランティアをする上で支障になるものにつきましては、それぞれの各項目で担当部長が答弁をしておりますが、使い勝手のよくないものは改善をしていきたいということをおもっております。議員お尋ねの今の御質問の中でカバーできるのではないかとおもっております。子供たちの見守り活動、高齢者の見守り活動、さらには災害時のボランティア活動を広く広めて、そして人材を募り、市民を挙げて取り組む必要があるのではないかとおもっております。社会福祉協議会と連携し、市役所、そして市全体を挙げてこのボランティア活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

使い勝手の悪い補助金は少し改善して、議員の質問された内容については対応できるのではないかとおもっております。

[2 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 藤橋直樹君。

○2番（藤橋直樹君） ありがとうございます。

早速ジャンパーを考えるとということで伝えたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ボランティアは、先ほども執行部の方が言われましたが、ボランティアには4つの原則があると言われております。それは1つ、自主性・主体性、2つ目は社会性・連帯性、3つ目は無償性・無給性、4つ目に創造性・開拓性・先駆性だそうでございます。

そして、ボランティア活動は自分自身の成長や社会貢献につながるとされ、このことから生きがいにつながり、高齢者の中でも元気な人がボランティア活動にいそむ人が多いそうです。ボランティア活動を支援することは、希薄になりがちな地域活動を支援することでもあり、地域づくりにもつながることですので、市としても積極的な支援をしていただけるようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わりたいと思っております。御答弁ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 2番 藤橋直樹君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時04分

再開 午後 2 時15分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 広瀬守克君の発言を許します。

広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 改めまして、こんにちは。

議席番号1番、創緑会、広瀬守克でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問させていただきますが、本当にお忙しい中、傍聴に来ていただきました皆様、誠にありがとうございます。高い席ではございますが、御礼を申し上げます。ありがとうございます。

昨日から始まりました一般質問、私で11人目になりますけれども、本当に10名の方、すばらしい質問をされてみえます。私もこれから質問をするわけでございますけれども、何とか執行部のほうからいい回答をもらえるような質問をさせていただきます。

今回、私の質問は2項目でございまして、1つ目は市の情報、魅力発信について。それから、2つ目につきましては、瑞穂市の行政改革推進委員会における事業仕分についてでございます。

これよりは質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは質問をさせていただきますが、今世界はいろいろと取り上げられている地球温暖化対策、それについて各国は真剣に取り組んではいるわけでございますが、しかし、この気温上昇に歯止めが利かず、毎年少しずつ上がっておるという状況でございます。我が国でも、今年の夏も猛暑、猛暑というより酷暑ですかね、というところでありました。私もつくっておるんですけども、お米に例えますと、各地で一等米の生産量が減少しているという報道がされ、原因はもちろんその記事にも出ておるわけでございますが、異常気象というところで報道がされております。

そのような状況を少しでも抑えようと各地で対策がメディアのほうを通じて出しておるわけでございますが、そこで少子高齢化や人口減少が進み、移住定住促進や交流人口の増加を目的として、地域の魅力を内外に発信するシティプロモーションや、シティセールスに多くの自治体が今取り組んでみえるとお聞きします。

そこで、瑞穂市の現状や今後の展開についてまずお聞きいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 失礼します。

瑞穂市の魅力発信のこれまでの取組ということで御回答させていただきます。

市の魅力発信につきましては、目的やターゲットに応じて、ウェブ、対面、配置といった手法に分けて実施しております。ウェブ型におきましては、平成27年度より市ホームページ内に特設ページ、瑞穂市魅力発信サイトを創設いたしました。瑞穂市の見どころ、年間行事、桜マップなど、写真やイラストを親しみやすい色調で掲載し、市外の方へ市の魅力を紹介しております。また、令和2年4月より市公式フェイスブックを開設し、市内の四季折々の風景などを発信してまいりました。さらには、令和3年度から市内行事、イベント告知の投稿を増やし、市内外の方へ発信しております。

これらは、市外から瑞穂市への移住を検討している方、そして観光目的としている方を対象としており、実際に市に訪れていただくことを目的としております。

次に、対面型といたしましては、F C岐阜のホームゲーム会場にて市のPRブースを設置し、来場する全国各地の方々に対し、市の特産品の販売や情報の発信を行っています。また、今年度開催した中日ドラゴンズとコラボし、ゲームスポンサーとしてバンテリンドームナゴヤにてドーム内ビジョン、デジタルサイネージへ市のPR動画、画像を表示することとし、市内約100人の協力の下、市の魅力、住みやすいまちを来場者約2万6,000人へアピールすることができました。これらは、県外からの移住獲得、市の認知度向上を目的に実施しております。

最後に、配置型といたしましては、令和4年度から市内商業施設、PLANT-6、東京インテリア家具、大垣共立銀行穂積支店の中に瑞穂市ブースを設置していただいております。特産品ガイドやイベント情報、市勢要覧等を配架し、市外から訪れるお客様へ情報を発信しております。

以上が、瑞穂市による魅力発信に係る取組となっております。以上でございます。

[1番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今、ウェブ、平成27年からですか、ウェブサイトでアピール、また3つ今方向性を聞かせていただいたんですけども、対面性では今年行われた中日ドラゴンズですね、これは結構インパクトがあって、本当によかったかなあと考えておりますし、今後もちろんこういった形でのアピールですね、どんどん続けていってもらいたいと考えております。

それでは2つ目に参りますが、その瑞穂市の、もちろん今回も今のいろんな発信で知名度を向上させることをしてみえるわけですけども、そういったことの意義ですね、どのように捉えてみえるのかお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 一般的に人は、知らないところへの足は向かない、住もうとも思わないと考えております。何らかの機会に、瑞穂市として認識されてこそ、交流や定住といった次の段階に進む可能性があると考えております。この意義において、瑞穂市の知名度を向上さ

せることは必要不可欠であり、喫緊の課題だと捉えております。瑞穂市を知っていただくことが、移住定住、人口減少対策など様々な事業に対してプラスに反映していくことだと考えております。

知名度の向上は、シビックプライドの醸成にも寄与するものと捉えており、自分の住むまちが世間に好意的に受け入れられているという事実は、地域や自治体に対する市民の誇りや愛着につながると思います。シビックプライドを営むことは、地域社会の活性化や魅力の向上にも影響し、市の知名度向上への好循環へとつながると考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 本当にすばらしい答弁をいただきましたが、本当に人の知らないところへは誰も向かないし、そういったのが全てだと思いますので、ぜひ発信を続けていただきながら、瑞穂市の魅力を、また人が移住できるような、そういった発信をしていただければと思っています。

次、3つ目に入りますが、その魅力発信を実施した、そういった効果をどのような形で把握されているのかをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 前述のように、様々な魅力発信の取組を行っておりますが、どれかを行ったことで魅力が理解された、知名度が上がったということではなく、また即時性があるのでもないと思っております。魅力発信シティプロモーションの効果測定を行うことは非常に難しいと考えます。種々の魅力発信が複合的に作用することで、市の認知度が高まり、イメージが向上していくといった結果、市への来訪や移住、ふるさと納税などに影響を与えると考えられるため、魅力発信の手を止めることなく、より多くのチャンネルにより発信を行い、努め、例えば今後の人口の増減、イベントの来場者数、ふるさと納税額を検証していきながら判断していきたいと考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） より多くのチャンネルで発信をしていくという今御答弁をいただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、次に参ります。

4つ目になりますが、最近メディアなどに瑞穂市の話題がいろいろと、今年は20周年もあり、いろんなイベントを行ってみえるわけなんですけれども、本当減少しているように感じるわけでございます。瑞穂市では今、20周年の音楽祭、またコンサート、それから講演会など毎月のように屋内と屋外ともに開催されているわけでございますが、本当に新聞紙上なんかに瑞穂市

の活動がなかなか他市町に比べ少ないのではないかなあというような、今気はしておるわけですが、例えばこの瑞穂市出身のジャズシンガーの大友玲子さん、それからその平和の祈りのコンサート、こちらもまた瑞穂市出身の方でございますが、画家の大平由香理さん、この平和の絵画、こちらです、それと瑞穂市清流長良川100kmウォーク、そういったものも去年に引き続き盛大に、拡大して行われているわけではございますけれども、去年はそういったことも記事に載り話題に出たということでもよかったですかなあと思ったんですが、100kmウォークについては、市内ではなく本当に県外と遠方からでも参加されたということで、大変興味がある行事だったと思います、また大変寒い中行われた夜市のイルミネーションの点灯式なんかもそうでございますが、あとさい川さくら公園の社会実験なんかもそうなんですけど、いろいろとそういったイベントとか行事が出ておるわけですが、魅力発信がなかなか今乏しいかなあというのは、私は気がしておるわけですが、また教育委員会の関係ではいろいろと保育所、幼稚園、小・中学校の記事なんかも、近隣の自治体なんかは結構いろんな活動が出ておるわけですが、瑞穂市に対してはなかなか今情報も少ないのではないかなあという気もしておるわけですが、そういった発信力の低下というんですかね、そういうものがあるのではないかと、思って質問をさせていただくんですが、こういった発信の低下というのは、もちろんメディアの方のこともございます。また、そうではない市側のトップのいろんな考え方により発信ができないとか、発信力が弱いとかいうような、そういったこともあると思うんですが、そこで4つ目の質問になりますが、お答え願えればと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） まず、新聞、テレビ等のメディアへのプレスリリースは、より多くの方に知ってもらうことができる情報発信の手法の一つと考えております。一方で、提供した情報が活用されるかどうかはメディア側の判断となるため、確実に掲載、放映されるというものではありません。

また、一部署の例を取ってみますと、本年度保育所を所管する幼児教育課からのプレスリリースについては、昨年度の数倍は行われております。よって、市側からの情報提供が少ないということではございません。

しかし、情報が採用されるためには、季節性だけではなく社会性や新規性、地域性などのトピックが求められます。そのため、単に事業を行っているからと事後報告のようなプレスリリースを発信しては不採用が多くなってしまいます。タイトルの表現力、ニュース価値の発掘力、そしてメディアとの信頼を築くコミュニケーション力など、発信力の強化へ向けて研修等を通して職員へ周知していこうと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 発信力、あまり少なくないという情報でございますけれども、私は今そういって質問させていただいたわけなんですけれども、それでは行政のトップの方にも御答弁いただきたいと思うんですが、市長、教育長、今の情報発信についてのお考え、あれば御答弁お願いいたしますが、よろしいでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 広瀬守克議員のトップといいますか私の発信力の弱さではないかというような御質問だったと思います。

確かに最近といいますか今年になりまして、瑞穂市の話題が紹介されるのは減少しているのではないかと思います。先ほど御質問の中でもありました、今年は特に市制20周年ということで、いろんなイベントなどを行っております。市民の方からも、記事になっていないよねというような、そんな声も聞こえたりするような状況になっております。

御質問の中にもありました、瑞穂市のジャズシンガーの大友さんの平和の祈りのコンサートや、瑞穂市出身の大平由香理さんの平和の絵画、そして清流長良川100kmウォークなども、昨年度に引き続き規模を拡大して開催をしておりますが、なかなか記事にはならなかったということで、それぞれ大友さん、大平さん、さらには遠方から来られた方々に、参加された方々にさみしい思いをさせてしまったなということは反省をしております。

ただし、発信力が弱くなったということは思っておりません。先ほど企画部長からも答弁をしておりますが、様々なメディアやウェブやSNSなど、それぞれを活用しながら進めております。FC岐阜の瑞穂市デーや、バンテリンドームナゴヤで行った中日ドラゴンズの瑞穂市デー、さらに今年は富有樂狸の活躍に注目をして、名古屋で3回ぐらいのイベントにも参加をして、瑞穂市の周知を図ってまいりました。さらには先日、JAぎふのバレーボールチーム、リオレーナとの協定も行い、このバレーボールについても瑞穂市デーというようなものを設けていきたいということを考えております。

さらに、大型店における瑞穂市のブースや、そしてサンコーパレットパークで行うイベントなどでも瑞穂市を紹介するようなことを行っております。そして、年4回ぐらいフリーマーケットでも1日5万人ぐらいの方を来ていただけるということで、こちらもう少し瑞穂市の紹介をしていくような、そんなことも考えております。

そして、瑞穂市を紹介するポスターも今月には作成をして、県の東京事務所や県選出の国会議員の先生の事務所などにもそのポスターを年明けにはお送りし、貼っていただくようなことを考えています。引き続き発信力を高めて、繰り返し繰り返しながら発信力を高めていくということが、最後には瑞穂市を周知をしていただける、理解をしていただけることと信じて、これからも発信力を高めていきたいということを思っておりますので、答弁とさせていただきます。

す。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 本当に素晴らしい答弁でございましたが、私思いますに、いろいろとその発信もしっかりといろんなメディアから出すというのもいいんですけども、施設ですね、スポーツの今のお話もございましたが、例えばバレーをする、野球をする、サッカーをする、いろいろ屋外の競技あるわけでございますが、やはり瑞穂市をしっかりと発信をするには、しっかりとした公式的な行事ができるような、そういったのも必要ではないかなあと考えておりますし、ぜひそこもいろいろと、土地の面とかいろいろそういった広さ、確保の面でいろいろ大変ではございますが、そういったものもぜひ施設の充実化を図っていただいて、瑞穂市をアピールしていただければと思います。

それでは、この情報発信についての最後の質問になります。

今後の瑞穂市の情報発信ですね、どのように展開されていくのか。市民の期待もありますし、我々議会議員としていろいろ期待をするところではございますが、瑞穂市からの魅力の発信になりますので、メディアから SNS、いろんなツールがあると思うんですが、効果的な発信をぜひともお願いしたいと思うんですが、それについての御意見、お伺いします。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今後の情報発信の展開ということで答弁をさせていただきたいと思っております。

市が情報発信を行うツールとしては、大きく分けて1つ目が広報紙、2つ目がホームページ、3つ目が SNS の3つとなります。これらは、市民へ防災、育児、医療など必要な情報を伝えるために存在し、全ての市民へ広く分かりやすく伝えることを目的に発信されてきました。市が行う情報発信の正確性を担保し、市民の信頼を得ることにつながっていることから、今後も変わることなく続けていかなければならないと考えます。

現状では、これら以外にも登録制メール、LINE による発信も行われており、これらを相互に連携させることで、多くの情報を漏れなく伝えていきたいと考えております。そして、市民だけではなく、市外の方、移住を考えている方や、旅行で訪れる先を探している外国人の方など、様々な方に向けウェブサイトや SNS 上で情報を発信することが必要です。

市の魅力を伝えることができれば、移住者の増加や企業誘致、インバウンド客の増加など、多くのメリットを得られる可能性があります。多様な情報発信ツールの活用方法、媒体ごとのメリットを検証するとともに、実用化に向けて検討を進めていきたいと考えております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今後も、今お話ございましたように、移住者が増える、それが一番でございますし、私前回でしたかね、瑞穂市は子育てのしやすいまちやと、上がっているというところでございますので、ぜひ魅力的な発信をしていただきたいと思います。

次に参ります。

瑞穂市の行政改革推進委員会における事業仕分についてでございますが、今日の朝、朝一番に杉原議員さんからも事業仕分についての御質問ございましたが、私はまた違った観点からの御質問になるわけでございますが、まずは今年度、数回行政改革の推進委員会が開催されているということでございますが、その事業仕分が行われるようになった経緯、それからどんな事業がお話があったのかお聞きいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

新年度予算に係る事業ヒアリングを毎年実施しており、各課において事業ヒアリングシートを作成する際に、所管する事業の評価を実施することとなっております。本来ですと、この評価に基づいた事業の見直しが行われるところですが、廃止や縮小には踏み切れていないのが現状でございます。また、予算編成方針の通知におきましても、毎回スクラップ・アンド・ビルドの徹底を掲げておりますが、新規事業は増えていくものの、既存事業の廃止や縮小はほとんど行われていない状況にありました。

これらの状況に鑑み、さらに森市長の1期目のマニフェストにて、事業仕分の導入を表明されていることも踏まえ、令和4年6月に策定しました第4次瑞穂市行政改革大綱において、事業仕分の導入を明記し、令和6年度当初予算編成において実施することといたしました。昨年度から行政改革推進委員会におきまして、その実施方法や使用する様式等について協議を重ねてまいりまして、去る11月16日に開催されました同委員会におきまして、第1回目となる事業仕分を実施したところでございます。

この事業仕分でございますが、対象となる事業といたしましては、過去3年以上の実績のある市単独の事業で費用対効果が低い、または効果が見えにくい事業や、事業の対象が限定されていたり対象者が少ない事業等です。事業仕分の対象となる事業の選定につきましては、各課からの応募を基本といたしましたが、今回は各課からの応募がありませんでしたので、財務情報課にて3事業を選定いたしました。

1つ目は路線バス安八穂積線運行負担金事業です。バスの乗車人数が少ないことや、乗車される方が限定的であることから、費用に対して効果が見合わない、対象者が限定されている、または対象者が少ない事業に該当しました。2つ目は、霊柩車運行事業でございます。現在市内の葬祭業者はほとんどが霊柩車を所有していることから、民間事業者でも実績があり、市が

実施する理由が明白でない事業に該当いたしました。3つ目は、長寿者への報奨金交付事業です。現在の高齢化社会の中で、報奨金の開始当初の目的が失われつつあることから、費用に対して効果が見えにくい、開始当初の目的や意義が失われつつあり、継続的に実施している事業に該当をしました。以上3事業でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今3事業お聞きいたしましたけれども、その3事業についていろいろ委員からの意見、そういったものがあり、今後さらに市としてどのように進めていくのかお考えをお聞きいたします。お願いします。

○議長（庄田昭人君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 11月16日の委員会には、委員9名中8名の出席があり、御審議をいただきました。

まず、路線バス安八穂積線運行負担金事業につきましては、事業休止が3名、事業廃止3名とする評価となりました。委員の意見としては、走行中のバスをいつ見ても乗客が少ない。利用者が市民であることが見えてこない。公共交通の確保は、みずほバスの路線を改良することで補完できるのではないかと。この路線により、交流人口や関係人口の増を目指すこと、活性化と結びつけることは難しいのではないかなど意見がございました。

2つ目の霊柩車の運行事業につきましては、賛成者もなく、事業廃止とする評価が6名で大半となりました。委員の意見としては、利用率が下がってきているので、将来的に廃止でいかがか。民間を圧迫しているのではないかと。近年市内に葬祭業者が増えてきた状況の中で、公がやるべきではない。半分程度の税金の投入があるなどの意見がありました。

3つ目の長寿者への報奨金交付事業につきましては、事業規模縮小とする評価が5名で過半数となっております。委員の意見としては、金額にこだわらず何かお祝いしていただけることがうれしいので、粗品程度でもよいと思う。この事業費を削減し、その分を健康寿命を延ばすことに利用してはどうか。敬老精神の高揚の方法は、この事業でなくほかで考えてはどうか。敬うことは金額ではないので、別のものでよいと思うなどの意見がありました。

今回、委員会からいただいた御意見に対しては、市としては重きを置かなければならないと考えております。今後の方針につきましても、委員会からの今後の方針結果を基に、議会の御意見をいただいた上で事業廃止や事業規模縮小の方向で最終決定をさせていただきたいと考えております。その過程におきましては、条例改正等が必要となる事業もあろうかと思ひますし、議員の皆様と協議の上、進めさせていただきたいと考えております。

なお、事業廃止とした以外の事業につきましては、3年後に再度事業仕分の対象として評価を実施する仕組みとなっておりますことを申し添えさせていただきます。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 今、3つの事業についての委員さんからの御意見、そういったものを今お聞きしたわけでございますけれども、やはりバスに、私も駅へ朝挨拶運動か何かで立っておるわけですが、そのときに見受けられる利用客というのが、朝の通勤時間帯、通学時間帯にもかかわらず、やはり私が見ておりましたも利用者が少ないかなあというような気はしておりますけれども、今後またいろんな御意見で決められると思うんですが、ぜひそういったところも参考にしていただければと思いますし、2つ目の霊柩車の運行ですね、こちらもいろんな意見が出ております。そういったところ。またあとお祝い金についてもそうですが、また後でいろいろと御質問をさせていただくんですけれども、ぜひまた3年後には仕分をされるということですので、ぜひそういったものを実施、状況を見ながら、御意見いただきながら、やるのかやらないのか、そこら辺はしっかりと判断していただければと思います。

それでは、次の質問に参りますが、その今の3つの事業の中で、安八穂積線の市民サービス、その今の意見を聞いておりますと、なかなかサービス向上にはなっていないのではないかと、いうそういったことですが、今瑞穂市の負担が約1,000万ほどですか、あるわけですが、これをさらに有効的に、みずほバスを充実させることや、例えば高齢者タクシー助成事業などにそういったものをしていけば高齢者は喜ばれると思われるんですが、廃止となるのであれば、今後のみずほバス、それから高齢者タクシーへの例えば助成に充てる、そういう考えはあるのか、市の考えがあるのか、お聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 行政改革推進委員会における事業仕分の報告により、路線バス安八穂積線の委員からの意見として、先ほど総務部長も申し上げましたが、1. 走行中のバスをいつ見ても乗客が少ない、2. 利用者が市民であることが見えてこない、3. この路線により交流人口や関係人口の増を目指すこと、活性化と結びつけるのは難しいのではないかと等の御意見をいただきました。先ほどから出ておりますが、まだ11月16日に報告を受けたところでございますので、事業廃止を行うかどうかについては、相手方安八町、バス会社との調整が必要であるため、決定は少し先になると考えております。以上でございます。

[1 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1 番（広瀬守克君） 11月16日にまたそういった協議をされたばかりで、今後協議していくということでございます。もちろん相手方のこともありますので、ぜひそこを調整していきながら解決していただければと思います。

それでは次、2つ目の霊柩車についてでございますが、この霊柩車の業務については、市内

の葬儀場で手配が可能であるのか、また廃止した場合は市民にどのような負担が発生するのか、市民サービスの低下にならないのかをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 白井市民部長。

○市民部長（白井敏明君） 広瀬守克議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、霊柩車の手配についてですが、市で所有する霊柩車以外につきましては、市内の葬儀場を運営されている民間事業者4社ございますが、そのうち3社が霊柩車を保有されていることを確認しております。その保有されているいずれかの事業者へ利用申込みを依頼されれば手配できるものと思っております。

また、今回の行政改革推進委員会で御審議された霊柩車運行業務に関しましては、経費の削減に加えて、火葬場利用者の約6割程度しか市の霊柩車が利用されていないことや、6市3町の岐阜地域では、令和3年度に事業を取りやめられた羽島市を最後に、車両を保有する市町は瑞穂市しかない状況、そして市の内外に葬祭業者が増えてきている状況がございます。

今後は、委員会での御意見を受けて、市としての方向性を検討していくこととなりますので、その旨御了承ください。以上、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 今の霊柩車については、例えば葬儀場によって本当にバックというかそのように霊柩車が入っているという、そういったところで恐らく亡くなられた方の御家族はそこでというような感じで霊柩車を利用されないということが今の6割になっているのかなあとというような気もします。今後、そういったことでまた市が負担になってくるということであれば、またお考えがあるでしょうし、そういったところで事業が継続なのか廃止なのか、考えていただければと思います。

それでは最後3つ目の高齢者のお祝い金、そのことについて質問させていただきますが、88歳のお祝い、99歳のお祝い、こういった対象となった方々は、どのようにお祝い金の活用をされているのか調査をされているのでしょうか。そういったところなんです、多分そういったところの対象者の声というのは把握されているというとなかなか難しいと思うんですけども、そのところの御答弁をお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） お祝い金の活用方法や、対象者の声を把握しているかという御質問でございますが、特段そのような調査は行っておりません。しかし、白寿のお祝いの場にも私もお伺いをさせていただいておりますが、お祝い金を御本人に直接お渡しできる場合と、御本人の介護の状態により御家族にお渡しする場合がございます。御本人のためにお祝い金が活用されているかについては、御家族に委ねられることとなります。

さて、お祝い金に関しましては、お祝い金を有効に利用していただく観点から、以前は米寿のお祝いと白寿のお祝いにおいて、現金にて祝い金を支給させていただいておりましたが、現在は米寿及び白寿のお祝いの半額をかきりん振興券にてお渡しさせていただいております。地域振興にもつながり、非常に有効であったと思っております。

この米寿または白寿のお祝いをきっかけとして、御家族や周りの方々が御長寿を敬う機会となればと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 私の母親も、実は昨年いただいております。地域振興券で1万円いただきまして、使わせていただいております。まあこれはちょっと余談になりました。

じゃあ最後になります。行政改革関連でございますけれども、前回の一般質問で、若原議員でしたかね、学校プールについて合理化できると考えているという、何か検討されているのかということなんですが、若原議員さんのほうから質問があったときには検討していきますというようなお答えであったわけですが、もう一度お聞きしますが、何か検討されて進んでいるのかをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） まず学校の水泳の授業につきましては、幾つかの点で民間に委託していく方向で有効だというふうに考えております。1つは、児童がより専門的な水泳の指導を受けることができること。2つ目に、授業中、教員が子供一人一人の様子をより把握できること。3つ目には、暑さ指数や雨天、あるいは雷などの状況に左右されずに年間を通して確実に実施、室内で確実に実施できること。また4つ目には、水道代や薬品代などの年間の維持管理費、修繕費が必要でなくなるといったような理由から、民間に委託していく方向で検討を現在進めているところです。

現在、プールの築年数、それからこれまでのプールの修理の状況など、そういった要件を総合的に勘案して、モデル校を1校、生津小学校として、スポーツクラブに民間委託をして実施する方法であるとか、温水プールに指導者を派遣してもらって行うといったような実施の方法、それから民間の受入れの体制、実際の必要経費など、いろいろ具体的なことを基に検討をしていくところでございます。もし早ければ、来年度試行的に一部実施することはできないかなあというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） ありがとうございます。

今のお答えですと、検討段階ではございますけれども、生津小でしたかね、生津小が一応そ

の対象校として来年度できないかという、本当に今お聞きした中で前向きに、今後やっぱりそういうところで改革をされていくと今お聞きさせていただきましたので、ぜひ生津小でそういった1年間やっていただいて、よくなればもういろんなところ、民間に委託して進めていただければ、いろんな負担なども解消されていきますので、ぜひそこはやっていただきたいなと思います。

今回、2項目質問させていただきましたけれども、最初に話させていただきましたけれども、執行部から適切なる回答をいただきました。ぜひ続けてもらいたいし、改革をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 1番 広瀬守克君の質問を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩いたします。

休憩 午後3時02分

再開 午後3時15分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 皆さん、こんにちは。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

傍聴の皆さん、本日最後の質問になりますので、最後までお付き合いいただければと思います。

では、ただいまより議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

私の本日の質問事項は3点、1つは、みずほバスなどのことについて。2つ目は、補聴器購入助成制度について。そして3つ目には、学校保育施設の充実について。この3点で質問をさせていただきます。

まず、第1点のみずほバスなどについてですが、この質問は8月31日に開催された瑞穂市地域公共交通会議及び先ほどから話題にもなっております11月16日に行われました瑞穂市行政改革推進委員会での議論等の内容を中心にして質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの広瀬守克議員からのお話がありましたように、行政改革推進委員会は今年度3回開かれまして、3回目が11月16日に開催され、この11月のほうについては私も傍聴をさせていただきました。この委員会での結論、これは市民の一つの意見として参考にしながら市の執行部、そして議会が責任を持って最終的な結論を出していく、そういったことになっていくと思います。

さて、この中で名阪近鉄バスの安八穂積線についてでありますけれども、この事業仕分では、先ほど紹介があったように、出席委員8名中事業廃止が3名、事業休止が3名、そして事業規模の縮小2名という評価になりました。この事業については、担当課である総合政策課の方針が改善しながら継続をしていく、こういったものでありました。それに対し、財政部局による方針は、事業廃止という、言わば真っ向対峙するものになっておりました。地域住民、あるいは高校生をはじめとするバスの利用者の利便性の確保、またそれに投ずるコストとのバランスをどう捉えるかという問題でもあるかと思えます。

さきに述べたように、この行革推進委員会での評価、大変厳しいものであったと思えます。改善しながら継続をしていくという方針を掲げてきた担当部課としては、この評価をどのように受け止めておられるか、まずお尋ねしたいと思います。

以下の質問については、質問席からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 安八穂積線については、JR穂積駅に公共交通をつなぐことで、より多くの交流人口、関係人口を拡大し、駅周辺の活性化や交通渋滞の解消を目的として平成29年度より事業実施に向けた検討を行い、アンケート調査など実施した結果、利用したい方々が多かったことから平成30年4月から運行開始に至りました。新規のバス路線であることから、当該路線がより広く周知され、利用されるまでに約3年はかかるとのことで、これまでに関係機関と協力して周知に努めてまいりましたが、新型コロナによる自宅勤務の増加、学校休校、外出自粛などの影響などにより、利用者が増加しない状況が続いていました。令和5年9月末現在の利用状況については、新型コロナの影響が限定的となり、新型コロナ蔓延前の利用者を上回る状況となっております。

しかしながら、11月16日開催の行革推進委員会の結果にて、路線バス安八穂積線の委員からの意見として、走行中のバスをいつ見ても乗客が少ない、利用者が市民であることが見えてこない、この路線により交流人口や関係人口の増を目指すこと、活性化と結びつけることは難しいのではないか等の意見がありました。先ほど広瀬守克議員の質問の中でもお答えさせていただきましたが、11月16日にこの結果を知ってまだ間がありませんので、事業廃止を行うかどうかにつきましては、安八町、バス会社との調整が必要であるため、決定は先になると考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 確かにこの安八穂積線、利用状況としては2万人台で留まっている現実があります。そういった中で、これを改善する手だてというか、特に財政的に見ますと、安八町、瑞穂市は財政負担をしておるわけですが、肝腎の桜高校がある大垣市は負担をして

いない、そういったことについて協議がされているのかどうか、併せてお尋ねしたいと思いません。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 安八穂積線が運行を始めてから、安八町と瑞穂市において、どれだけ多くの方に乗っていただくかというような検討はずうっとしてきたところでございます。例えば、安八町には温泉がございますので、割引券をつけて瑞穂市から乗っていただくとか、様々な検討を行った中の結果ということでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 大垣市とは協議はあまりしてこなかったという、そういう理解でよろしいわけですね。大垣市への要請というか、なかったらそういうことで、分かりました。

そこら辺も含めて、今後検討をしていくということで、ただ、どちらにしても現在利用者がいる。そしてそれを考えた場合に、市内のコミュニティバスとみずほバスとの路線の変更とか、なかなか考え出すと大きい問題でもあるかと思っておりますので、そこら辺は一緒になって考えていく必要があると思えます。

そういった中で、今月の広報みずほですけれども、みずほバスの最終便発車時刻の繰上げについてという御案内というか、あれがありました。これを見ますと、市内4路線のうち8時台ですね、夜の8時台に穂積駅を出るバスについて、時間を繰り上げるという表現がされておりましたけれども、これは単に時間を早くするのか、それともこの便そのものを廃止するのか、これは明確にちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

平成30年4月より20時台便の運行が開始され、約6年が経過しようとしております。その間、敬老の日を含む1か月間、75歳以上の高齢者、4月中の高校生を対象にした無料キャンペーン、各種イベントでの周知、利用啓発、社会福祉協議会のいきいきサロンなど利用方法教室などを実施し、利用者増加に対する様々な取組を実施してきました。今回の運転手の働き方改革の法改正により、乗務員の継続9時間以上の休憩が必要となることから、始発便か最終便のどちらかを廃止する必要があると岐阜バスより申出がありまして、利用者の少ないほうの最終便の廃止に至ったものでございます。広報のほうに掲載が繰上げというような表記をされておりましたが、最終便が廃止されますので、各路線1便ずつ減便となります。

ただ、これに至るまでには、当然最終便を残したいと岐阜バスに説明いたしましたが、岐阜バスを含め運送業界では運転手不足が深刻な問題となっており、やむなく廃止としたことを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

今後、市といたしましては、最終便の廃止による混乱がないよう、広報紙やホームページを通じて周知を図っていきたくと考えております。以上でございます。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 繰上げということと、便をなくすというのは根本的に私は違うように受け取りますので、そこら辺の表現について真摯な言い方、今後きちんとしていただきたいと思えます。

ただ、この最終便の利用者が少ないというお話でしたけれども、先ほどの対策というのは最終便を増やすというような対策の乗客を増やすという、そういったものにつながるような策ではないと私はちょっと聞いております。

この議会においても、この問題を取り上げておまして、例えば令和元年9月議会では、今木議員の一般質問で、最終便の発車時刻を東海道線の到着時間、乗り継ぎがしやすいように調整をするといったことも提案されておりますけれども、そういったことについてはこれも進められたのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） ただいまの御質問でございますが、令和元年、今木議員からの御質問で、みずほバスとJR穂積駅の駅の乗り換えの時間が1分から2分ぐらいしかないというようなことで改善等をしてはというような御意見をいただきました。現在を見ると、バスの最終便から駅への活用には五、六分以上時間が持ておるところで確認をしております。これについては、バスの時刻を改正したということではございませんが、今現在はそういうようなことになっておるところでございます。以上です。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 確かに時間も変わっていないもので、どうかなあと思っているんですけども、ちょっとここで確認という意味も含めてお尋ねしたいんですけども、1点について、減便になった場合は670万円ほど費用が減るという、そういった試算が出されておりましたけれども、これを現状で維持した場合にはその経費はどうか。そして、2点目については、大野穂積線、安八穂積線では最終便8時台、たしか中には9時台もあったかと思えますけれども、そこについて、これをなくすという話はそれぞれ岐阜バス、あるいは名阪近鉄バスから出していないというふうに思っているんですけども、そこら辺、じゃあみずほバスだけそれをしていなければならないのか、そこら辺のことについて情報があればお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の2点の御質問でございますが、さきの総務委員会協議会でもお

話しさせていただきましたとおり、最終便を減便することによって、約670万ほどの減額が見込まれております。ただ、議員おっしゃられるそのままの本数で繰り上げるというようなところでございますが、それは現在の額と変わりがないというようなところで思っております。

もう一つの大野穂積線の最終便の件はどうかというような御質問でございますが、大野穂積線につきましては一般路線ということで、一般路線の中の他路線も含めてローテーションを組んでおり、休憩時間を調整できるというような岐阜バスからのお話もございまして、最終便を繰り上げて実施することはないというような御意見をいただいております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今お話ありましたように、大野穂積線、あるいは安八穂積線については最終便を早めるという話はないと、減便するという話はないというお話ですけれども、やっぱりそういった場合にみずほバスだけでなくしていくということ自体が本当にどうか、一度考えていく必要があるのではないかという問題提起をさせていただきたいと思っております。

それから、8月の公共交通会議において、結論は出ていなかったと思っておりますけれども、年間パスポートというものをつくってはどうかという提案が市のほうから出されておりました。そのことについては、最終的には結論はまだ出なかったというふうに理解しておりますけれども、これを導入するという内容、その目的はどのようなものか、また経費がどの程度見込まれるのかということについて、簡潔にお答え願えればと思います。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 議員言われますとおり、回数券の発行につきましては、公共交通会議においても同様の御意見を伺っております。御意見を伺った中で、現在検討をしているところでございます。

年間パスポートにつきましては、一定の金額で1年間みずほバスに自由に乗車いただける乗車券となります。導入の目的については、みずほバスの利用促進を図ることにあり、みずほバスの特徴として朝夕の通勤通学利用が多く、昼間の時間帯に多くの方に利用していただくことが一つの課題と考えられることから、年間パスポートを販売することで通勤通学だけではなく、高齢者の方々など昼間時間帯に利用していただくことを目的として販売したいと考えております。

また、導入した場合の費用につきましては、既存利用者と新規利用者の購入の比率によって、若干の負担もしくは収入の増加があると見込んでおるところでございます。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 市のほうから提起された年間パスポートの値段等を考えますと、とてもこれを利用する方はいないのではないかと。高校生なら考えられるかなあと思いましたけれども、現実的にはみずほバスの料金そのものが100円、あるいは半額の場合でも50円ということですので、回数券の対応ぐらいが現実的ではないかというふうには個人的には思っておりますので、また考えていただければと思います。

次に、みずほバスの障害者の取扱いについてお尋ねしたいと思います。

まず、障害者の運賃については、現在幾らになっているかということであります。これは簡単に言っていただければ。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） みずほバスの障害者の方の運賃は、通常料金の100円の半額の50円となります。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 半額にさせていただけるということなんですけど、ただ、これにも周知については路線図ですね、それから時刻表、あるいはバス停においても特に表示はされていないということですので、そこら辺周知をすることが重要ではないかと思えます。

そして、例えば路線バスとか鉄道なんかにおきましては、障害者に付き添う方についても同様の取扱いをするというやり方が多いというふうに私聞いているんですけども、みずほバスにおいても、障害者に付き添う介護者に対しても同様の割引をしてはどうかということをお尋ねしているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） 今の御質問の障害者に付き添う介護の方におきましても、降車時に運転手に申告をいただければ、半額の50円で御利用いただけますので、ただ、こちらのほうも周知が弱いと思えますので、今後いろんなところで周知をしていきたいと考えております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 介護者も半額になるという、そういうことでよろしいですね。分かりました。

では次に、高齢者の割引制度については、私も改めて見ますと非常に複雑だなあと感じたんですけども、免許返納者への割引制度と、それからシルバーカードによる割引制度の2つがあって、若干それぞれ取扱いも違うみたいですけども、非常に分かりづらいということもあるもので、高齢者についても半額に、免許返納者などについては半額ということですけども、

むしろこれで免許返納を促進するというよりは、やっぱりどれだけみずほバスを活用していただくかという観点に立てば、もう一律に年齢何歳以上で高齢者については半額にするよというような形での設定のほうが効果的であるし、また乗られる方からもよく分かりやすいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 磯部企画部長。

○企画部長（磯部基宏君） ただいまの議員の御質問でございますが、今後、年齢による一律の割引サービスについては、運用面を含めみずほバスの利用促進や財政負担の観点を考慮した上で今後検討してまいりたいと考えますので、御理解いただけますようよろしくお願いします。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） じゃあ、以上でみずほバスの質問は終わりました、次の補聴器購入の助成制度について質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

よく一般的に、難聴になることによって高齢者の社会的孤立、そういったものが懸念をされております。そして、難聴ということが認知症の要因であるというような指摘もされているところであります。そういった意味ではこの補聴器の普及を進めていく、こういったことが非常に重要ではないかと思っております。

ところが、私たちが使っている眼鏡なんかは、眼鏡を変えてかければすぐにきれいに見えるという反応がすぐ分かる、そういったものですが、補聴器においては、数か月かけて調整をする、そういった期間が必要になっております。そして、この補聴器そのものも非常に高額であるという、そういった問題を抱えております。

そういった意味では、そういったきっかけとして補聴器の補助制度を導入したらどうかというそういったお話でありますけれども、現在公的な補助制度としては、音の大きさですね、これ70デシベル以上の高度難聴者については障害者手帳が交付されて補聴器に対する補助がなされていると。これは基本的には本人1割負担で済むというお話だと思います。そして、30デシベルから70デシベルの中程度の障害を持つ18歳未満の子供ですね、難聴児を対象にして市の条例の中で補助が支給される。そういったことが定められております。

ところが、高齢者も含めて18歳以上の中程度の難聴者を対象にした制度はまだ瑞穂市ではできていないという、そんな状況であります。

そこでまずお尋ねしたいですけれども、難聴者への助成をする自治体が昨今増えてきているのではないかと思いますけれども、県内での補聴器の購入に対する助成制度ですね、こういったことを設けている市町村はあるのかどうか、教えていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

県内におきまして、補聴器の購入助成制度を設けている市町村についてでございますが、調査時点で高山市、飛騨市、関市、海津市、岐南町、輪之内町、白川村の計7自治体となります。

対象者は65歳以上の高齢者、身体障害者手帳が未交付の者という点において共通をしております。その他の条件、税の滞納がないことなどでございますが、自治体によって違いが見られます。

助成額は、購入額などの要件の違いはありますが、高山市が5万円で、その他の自治体が4万円を上限としております。

開始時期でございますが、飛騨市の令和2年度が一番早く、輪之内町が令和3年度、白川村が令和4年度、その他の自治体は令和5年度からの開始となっております。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 先ほどこの難聴の問題と認知症のことについて若干お話をさせていただきましたけれども、難聴は認知症の危険因子と、なかなかこれはまだ学術的には確立した話ではないみたいですけれども、認知症も原因が分からない部分と、そのもとになる因子としてはっきりしている部分、はっきり分かっているのは大体40%ぐらいだというふうに資料なんか出ておりますけれども、そのうちの8%がというか、一番多いのが難聴というのが原因になっているのではないかと、そのような調査結果が出ております。それは、難聴が引き起こす認知機能の低下、どうしても聞こえないということで、それに関わる脳の機能が低下をする、それがほかのところも波及をしていく、そういったことがあるというふうに聞いております。

さらに、軽度の認知症でも認知症発症リスク、これは健全な方と比較すると2倍になっていると、そのような調査結果があります。そういった意味では、中程度の難聴者を対象にした取組、これが非常に重要ではないかと。このことによって、認知症を予防していく一つの方法ではないか。この間、市としてもフレイル予防とかいろいろやっておられますけれども、そういったことも含めた一つの取組として、ぜひこういったこともやってはどうかというふうに考えるところでありますけれども、市としての御見解はいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 現在の当市の補聴器購入助成制度は、身体障害者手帳所持者に対して障害者総合支援法による補装具の制度、18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児には、難聴児補聴器購入費等助成事業がございます。

議員が言われるとおり、高齢者の難聴による社会的孤立が懸念されていることは承知をしております。今後は、他市町の動向を見ながら、まずは制度について調査していきたいと思っておりますので、御理解いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、助成制度に向けて調査をするというお話だったと思います。ぜひ調査をして、早急にその回答もいただければと思います。

ただ、様々な取組あると思うんですけれども、そういったところからいろいろ教訓を学ぶ必要があると思います。特に最初に言いましたように、この問題というのはやっぱり時間をかけないとその本人にぴったり合ったものがないという問題がありますので、そういったところもどう周知させる、そういったものも織り込んだ取組、それからこれについて専門に扱ってみる、そういった認定の販売者とか耳鼻科の先生との連携とか、そういったこともいろいろあると思いますので、そういった観点も含めて、ぜひこれを早期にすると。

私もたまたまよく見ると通販なんかでよく売っているのありますけれども、あれだとたまたま合う人はいいんですけれども、そうでないと現実には非常に扱いにくい。ただ、この補聴器自身も安いもので両耳そろえると20万、高いものだと100万円を超えると。現実には、国産品ではやっぱり性能的にちょっと劣るということで、外国製品が大きな主流になっていると、そういったこともあります。そういった意味で、なかなかこれそのものを購入したって高いものですから、大変だと思いますけれども、そこに一步近づける一つのステップとして、ぜひ実現をお願いしたいと思います。

そういった中で、この難聴の問題、これをなかなか本人が自覚しないという問題が一つあると思います。つまり、中程度だもんで、順番に聞こえなくなっている。正直言わせて私も片方の耳で4,000ヘルツかな、いわゆる高い音だと、去年までは多少聞こえておたはずなんですけど、今年の健診では聞こえなくなっていますよと言われてしまって、医者に行けと言われていたんですけれども、やっぱり順番に深化していく、だからそれを事前に早くつかんでいくということが非常に大事ではないか、そのように考えるところであります。

そういった意味では、この耳の健康をしっかりと守っていく、そのためには健診項目の一つとして聴力の検査、施設がないと当然できないんですけれども、そういったものも今後の健診のテーマとして掲げてはどうかと思うんですけれども、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 現在の特定健康診査の検査項目は、成人病予防の観点から内臓を中心とした検査項目となっております。議員御指摘の検査項目に聴力の検査を加えることにつきましては、新たな費用も必要となっておりますので、現時点では考えておりません。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 人間ドックを受診される方は、大概その検査項目に入っておりますのでいいと思うんですけども、そうでない場合、なかなか気づかない。家族からいろいろ言われてお医者さんへ行ったら全然聞こえていないよという話とか、そういったこともあると思うんですよね。そういったことも含めて、やっぱりそこら辺はお医者さんとのどういう契約するかという問題もあるとは思いますが、そんなに難しいハードルやないと思いますもんで、一つの特健診とは別になるとは思いますが、考えていく必要があるのではないかと、いうことを問題提起としてさせていただきます。

では、高齢者の基準とした難聴については、この程度で終わりたいと思います。

次に、学校保育施設の充実ということについて、3つ目のテーマとして進めていきたいと思えます。

先ほど、これは藤橋直樹議員だったかな、ちょっと忘れちゃったけどごめんなさい、11月末で保育所の待機児童は7名、いわゆる隠れ待機というのは73名だという御答弁があったと思います。ところが私、11月4日少し過ぎた段階で市のホームページを見ますと、10月1日現在の保育所の待機児童は15名、そういった報告がなされておりました。そして、それとは別個に、いわゆる隠れ児童は72名であったと報告がされております。これはなかなかこれまでにない、何年かぶりの大きな数字でしたので、正直びっくりしたところであります。

ところが、その後、この数字はホームページ上からは削除されていると。一般質問、この通告段階ではまだ消された状態が続いておりました。ところが、今月4日に岐阜県の待機児童がどんだけかというのが翌日の新聞に出されまして、山県市が1名、瑞穂市が5名、合わせて6名という新聞報道がなされております。そして現在、この質問に当たりまして一応またホームページを確認いたしますと、10月1日現在の待機児童は5名というように変えられておりました。

この経緯、何があったのか。そして、一体全体待機児童が何人いるのか、そこをちょっとまづは明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 今、議員から御質問いただきましたホームページに最初に15名で上がった件ですけれども、待機児童数については、年に2回、4月、10月に県に報告して、これが発表されると。10月に報告した10月現在の数値が12月の新聞に載ってくるという形になりますけれども、当初、うちのほうは10月1日現在の待機児童数を15名と集計して岐阜県へ報告したところなんです。その状態でホームページのほうに一応載せさせていただきました。ところが、県のほうから再度調査を改めてしてくださいということが来ましたので、再度調査をして、いわゆる待機児童の方にお電話等で確認したところ、15人中10名が潜在待機のほうに含まれる方だということが分かりましたので、最終15名から10名を引いた5名が待機児童とい

うことになったという経緯がございます。ちょっとうちのほうは県のほうへよく確認した後にホームページに載せればよかったかもしれませんが、報告した段階で載せたために、このようなことになってしまいました。申し訳ありません。以上です。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） 私、ホームページに早く載せるのは非常に重要だと思います。先ほどの答弁でも非常にこの待機児童の問題、現実の大きな課題になってきているというお話もありました。そういう意味では、私正直言って10月1日に出された15名が本場で、県に言われたからもう一回ちょっとやってみて、そこら辺のいろいろ考慮して、こんな臆測で言うては申し訳ないんですけれども、結果的に見ると10名減らしてしまったというのが本当によかったのかどうか。

そして、じゃあそこで隠れ待機児童はどんだけかというのが先ほど言いましたように、先ほど言った10月1日付では72名という表記がありました。そして、その後消された段階では11月1日付として72名だという数字が出されております。そして、先ほど事務局長が言われたのは11月末で73名だと。ところが、12月1日現在での待機児童80名だと市のホームページでは公表されております。そうしますと、先ほど10名の方が隠れ待機のほうに行ったのかなあと思うんですけれども、何となくうまく数字が合っていないなという気がするんですけど、いかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 数字の積み上げについては、ちょっと私も詳細のところは把握できておりませんので、申し訳ありません。一応、担当課のほうで公表しておる数字が、今の一番最新のその時点の数字だと思っていますので、ちょっとそれで御理解をいただきたいと思います。

[5 番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5 番（関谷守彦君） そうしますと、待機児童、一番直近では80名だということになるかと思えます。そうしますと、やはり表に出てきておるのが5人。これは県で見ると、要は瑞穂市が圧倒的ほとんどを占めていると。この間ずうっと県での待機児童は大方が瑞穂市のところだというのが資料的にも出されていると思えます。

そういった中で、隠れ児童が80名、じゃあ来年どうなるのかというのが率直な質問で、本当に希望される方が受け入れてもらえるのか。特に未満児ですよね、問題は。そこら辺についてはどのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 来年度の保育所入所受付を最終、来年の2月15日まで行っているため、待機児童がゼロになるかどうかは今後の申込状況等によってまいります。この9月に実施した一時受付の状況や現在までの入所申込状況を見ると、待機児童が発生する可能性は否定できませんが、入所を希望している方が一人でも多く希望の施設に入所できるよう、公立私立に関わらず入所調整に最善を尽くしてまいりますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 来年度4月1日現在でどうなるかは今のところ分からないけれどもというお話だと思いますけれども、お話を聞きますと、この間、特に未満児については小さい保育所、いわゆる民間でやられるそういった保育所にある意味では頼ってきた、それで何とかつじつまを合わせて、ただ年度途中になると順番が増えてくる、そんな現実があったと思います。そこら辺も含めて、市として、単に民間任せだけでは進んでいかない、市としての責任ある対応をしていかなければならないのではないか、そのように私は考えるところでありますけれども、その件についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 午前中、職員の件で総務部長からお話がありましたけれども、保育士がなかなか採用できていない現状があります。御存じのとおり、未満児につきましては、保育士の配置基準もかなり少ない人数に対して保育士を配置しなければいけないという現状がありますので、どうしても民間の力を借りていかないと待機児童の解消にはつながらないと思っていますので、今後も民間の力は借りるところは借りていかなきゃならないというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 別に民間のあれがいいとか悪いとかそういう話ではなくて、頼る部分は頼らざるを得ない、それは分かります。ただ、保育士を確保するというのも、これは民間においても同じ状況だと思いますし、市として保育士さんをお願いするというのも条件的にはある意味では同じだと思うんですね。やっぱり一定目標を持って、それに対してどんだけの数字を確保するんだというところで進めていかなければならない、そのように考えるところであります。

では、ちょっと少し話が変わりますけれども、よく問題になる育児休業中ですね、先ほども育休を取る取らないの話がありましたけれども、そのときの保育所の利用について、育児休業中の方の子どもを預かってもらえるのかどうか、そういったことについては今どのような状

況になっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 保育所を利用している3歳以上のお子さんの場合は、その保護者が育児休業を取得しても引き続き保育所を継続して御利用いただいています。また、3歳未満の子供の場合は、保育所の空き状況を踏まえて一部継続利用を認めています。

昨年度から今年度にかけて、2歳児クラスの一部についてですが、育児休業取得の場合の継続利用の拡大を図ってきたところですが、それ以外の3歳未満のお子さんについては、現状待機児童が発生している状況を踏まえ、育児休業を取得される場合は退所をお願いしております。ただし、その場合は育児休業が終了した際に、改めて保育所を希望された場合、利用調整の際に優先して取り扱う等、配慮を行っております。以上であります。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 育児休暇から復帰してというか、子供さんを預けられないと復帰できないというそういう現実的な問題になってくると思うんですけども、その場合には、できるだけ配慮をするという、そういうお話だったと思いますけれども、配慮をされて結果的に受け入れることができなかったという子供さんはお見えになるのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ちょっと正確なところは把握しておりませんが、どちらに対しましても、空き状況がないことには受け入れられませんので、そのときの空き状況を踏まえながら、空きがあればできる限りということになると思っております。以上です。

〔5番議員挙手〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） どちらにしても、やはり特に未満児を中心とした受入れ体制ですね、これをいかにつくっていくかということが全ての鍵になってくると思います。

そういった中で、生津の認定こども園のことについて藤橋議員からの討論の中で一定されておりますので、基本的にはそこでお話は聞いたということであれなんですけれども、ただ、ちょっと二、三点だけ確認をしておきたいんですが、1つは100名の規模にするという、70名から100名に増やすと、こういう待機児童の現実もあるからということでした。この場合、その100名のうち未満児は何人を予定してみえるのかというのが第1点です。そして第2点は、100名というのに指定された状況ですね。何らかの理由があって100名という数字が出てきたと思うんですけども、そこら辺の根拠は何であるのか。

そして、生津小学校の隣の馬場公園を使うというお話ですけど、そうしますと馬場公園自体の使える面積は当然狭くなっていくのではないかと。ただ、その中でちょっと先ほどの答弁の

中で、プールについて民間で使ってちょっと実験的にやってみたいというそういう話がありましたので、そこら辺とまたリンクをしているのか。それから、現実にその公園でゲートボールも含めていろいろやってみえますけれども、そこら辺への影響はあるのかないのか。そこら辺についてお答えしていただければありがたいです。

○議長（庄田昭人君） 通告にありませんが。

[発言する者あり]

○議長（庄田昭人君） 通告にないということですので、次の質問をお願いします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） はい。

○5番（関谷守彦君） でも、馬場公園にするとか一言が言われているんですから、当然その想定はされていると思いますので、分かる範囲でお答えいただければと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） まず100名につきましては、これまで穂積の保育所、それから今回の牛牧の保育所、同じように100名という形でやってきましたので、安易かもしれませんが、同じように100名にしたいと思っています。今回の牛牧でいきますと、要は未満児が33名、以上児が78名というような、ちょっと116名になりますけれども、これは最終的には公私連携法人さんのほうが要は何人という提案が来ますので、うちは取りあえず100名程度でお願いしたいという形で募集はかけたいと思っています。

それから、敷地につきましては、現在生津小学校の駐車場で考えておって、ここが1,594平方メートルです。要は70人規模ということで考えておりましたので、今後100人規模にしますと、これ以上の面積は確保しなきゃいけないというところになってまいります。

先ほどまた議員から言われましたけれども、ほかのところに影響はないのかという話ですので、まだ協議をいろいろ調整をしていますけれども、公園機能を大きく損なうことなく、公園に設置しますので、保育所機能をより発揮できるような、そんなような場所が選定できればというように考えております。まだどこかというのは決まっておりませんが、ただそのとおりいくかどうか、いろいろありますけれども、できれば公園の機能は極力損なわないようなところで設置ができればというふうに考えております。以上です。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

では、保育所の問題については、どちらにしても未満児をどう受け入れるのか、そこをしっかりと計画的にやっていかなければならない、そういった問題だと思います。

では次に、最近小・中学校において障害を持つ疑いのある子供さんが増えているということ

で、特別支援学級を増やしていく、そういうお話は聞いておりますけれども、その特別支援学級の状況について、増設になっていくのかどうかということですね。その結果、例えば部屋を増やすとなると、教室が不足するという問題も当然考えられると思うんですけど、そこら辺の状況について今どんなような状況になっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 本議会の補正予算で特別教室を増設するのは南小学校と穂積北中学校になります。どちらも余裕教室等を間仕切りして利用しますので、教室不足が出ることはありません。

また、御承知のとおり南小学校の放課後児童クラブは学校に隣接する専用施設で行っていますので、影響はございません。

今後、その特別支援学級がどうなるかというのは、実際そこに通われる児童・生徒さんの数、要は御承知のとおり特別支援学級は1クラスが8名の定員です。この8名を仮に1名超えて9名になれば、もう2クラスということになりますので、ここがいつもなかなかすぐに決まらないところがありまして、どうしてもこの時期に補正で急遽お願いしなきゃならないと。それまでにそのお子さんがどこへ通われるのがその子にとって一番いいのかというのを、よく専門家の方とか保護者の方とか相談して、どうしてもこの年末ぎりぎりになってくることがありますので、その時点にならないと分からないところがあります。

ただ、どちらにいたしましても、それによって教室不足というのは生じないように、当初から、もしも来年度仮に増えるとなった場合には、次の余裕教室でどこに間仕切りができるかというのは想定をしながら事務のほうは進めていきたいと思っていますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 実は、穂積小学校で放課後児童クラブのほうに関わってみえる複数の方からちょっとお話を聞いたんですけども、この間、結構学校の都合とか教室の都合で放課後児童クラブの部屋を移動せざるを得なくなってくると、そういったことがあったと。来年度については、話によりますと3階にある理科教室ですね、そこを放課後児童クラブに使ってもらって、今使っているところは特別支援学級なりのものに使用していきたいと、そういうお話があったということを聞いておりますけれども、そこら辺についてはどのようになっているのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 穂積小学校の放課後児童クラブにつきましては、今年度特別支援学級の増設がありましたので、体育館の2階に新たに部屋を整備し、1つのクラスが

北舎1階の教室からそちらに移動しております。来年度につきましては、今議員がおっしゃられたとおり、理科室へというお話もありましたけれども、現時点では今年度と同じ場所で実施する予定となっております。以上で答弁させていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ありがとうございます。

ただ、その話の中で、途中で放課後児童クラブのほうにも障害を持った子供たち、若干出てきているということで、例えば先ほど理科教室が3階にあるという話でしたけれども、3階のトイレは使えなくて1階に行かなくちゃいけないと。その子がそういう状態に陥ると非常に人がいないということで、非常に大変な状況になるというお話を聞いているもので、そこら辺のことも含めていろいろ検討をお願いしたいと思います。

放課後児童クラブについては、私見ていますと、例えば本田でも人数を増やしていただいたりとか、穂積もそういう形で増やしてきています。ところが、増やせば増えたで必ずそこはほとんど埋まっていく。つまり、もともと足りないんだという状況ではないかと思えます。

これは先ほどの保育所の未満児の問題じゃありませんけれども、1年生の壁とか言われるところで、ここら辺を先を見越して市としてきちんと考えていく、見通しを持って進めていくことが必要ではないかというふうに私は思っているところでありますけれども、そこら辺について、ほかのクラブの状況なんかもあれば教えていただきがてら、そこら辺について御意見等あれば、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） ほかの小学校のクラブにつきましては、来年度実施場所の変更の予定はありません。なお、牛牧小学校が令和7年度から教室が不足するため、放課後児童クラブは今の牛牧第1保育所へ移動することになっております。以上であります。

[5番議員挙手]

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 放課後児童クラブに対する要望も非常に多いという中で、これまで何とか民間でできないかということで順番に増やしてきておられます。それはそれとしてあれですけども、子供たちの通う問題とか、いろいろ複雑な問題もあると思います。そういった意味では、学校に近いところで受入れをできるのが一番ベターではないかという話を聞いておりますけれども、そこら辺について、やはり今日こどもまんなかというお話もありましたけれども、やはりそういった今求められていることについてきちんと対応していく、それがあ意味では瑞穂市の今求められているインフラ整備ということにもなるのではないかと思いますので、そういった点も含めて、今後の在り方についてきちんと検討をお願いできればと思っております。

私のほうの質問は、これでもって終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君の質問を終わります。

以上で本日に予定していました一般質問は全部終了いたしました。

日程第3 議案第72号及び日程第4 議案第73号について（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第3、議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について及び日程第4、議案第73号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）を一括議題とします。

市長提出議案について提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） それでは、2件追加議案の提案について説明させていただきます。

議案第72号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

民間給与との較差に基づく人事院勧告に伴い、市職員の期末手当、勤勉手当及び給料表の額の改定並びに市議会議員及び常勤の特別職職員の期末手当の額の改定等をするため、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第73号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億9,323万4,000円を追加し、総額219億8,072万とし、繰越明許費として1件を補正するものであります。

歳出の主なものは、民生費で、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金推奨事業メニュー分として、高齢者物価高騰対策支援事業を1億720万2,000円、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金低所得者世帯支援分として、住民税非課税世帯に7万円支給する事業を2億8,603万2,000円増額しました。

歳入の主なものは、総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を3億8,875万2,000円、ふるさと応援基金繰入金を448万2,000円増額するものであります。

以上2件の追加議案につきましての概要を説明させていただきましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

延会 午後4時13分

